〇厚生労働省令第二号

貝、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。 一項及び第二項、第五十一条の二十四第一項及び第二項並びに第八十条第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第三十条第二項、第四十一条の二第二項、第四十三条第三項、第四十四条第三項、第五十一条の二十三第 平成三十年一月十八日 厚生労働大臣 加藤 勝信

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)の一部を次の 表のように改正する。

第四節 運営に関する基準(第百七十九条の二—第百八十四条)第一節〜第三節 (略)	一六 五	〜 第四節 (略)	第十章 自立訓練(生活訓練)	基準該当障害福祉サ	第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準 (第百六十二条の二―第百六十二条の四)	第一節~第四節 (略)	第九章 自立訓練(機能訓練)	第七章・第八章 (略)	第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第百二十五条の五・第百二十五条の六)	第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準 (第百二十五条の二―第百二十五条の四)	5	第六章 短期入所	第五章 削除	第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第九十四条—第九十五条)	第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第九十三条の二―第九十三条の五)	第一節~第四節 (略)	第四章 生活介護	第三章 (略)	第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準 (第四十四条—第四十八条)	第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準 (第四十三条の二―第四十三条の四)	第一節~第四節 (略)	第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護	第一章 (略)	目次	改正後
第四節 運営に関する基準(第百八十条—第百八十四条)第一節~第三節 (略)	五節 基準該当時	第一節~第四節 (略)	第十章 自立訓練(生活訓練)	第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第百六十三条-第百六十四条)	(新設)	第一節~第四節 (略)	第九章 自立訓練(機能訓練)	第七章・第八章 (略)	第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第百二十五条の二・第百二十五条の三)	(新設)	第一節~第四節 (略)	第六章 短期入所	第五章 削除	第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第九十四条―第九十五条)	(新設)	第一節~第四節 (略)	第四章 生活介護	第三章 (略)	第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第四十四条―第四十八条)	(新設)	第一節~第四節 (略)	第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護	第一章 (略)	目次	改正前

(傍線部分は改正部分)

木曜日

県が条例を定めるに当たって従うべき基準

第百二十五条の五第三号の規定による基準

略)

平成 30 年 1 月 18 日

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二 附則 十三号。以下「法」という。)第三十条第二項、 第十二章・ 厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定 による基準とする。 第十八章 第十七章 第十五章 (削る) 第六節 第四節 第二節 第四節 法第三十条第一項第二号イの規定により、 第四款 第四款 第三款 第二款 第一款 第三款 第二款 〜第四節 (略) 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準(第二百十九 多機能型に関する特例(第二百十四条―第二百十六条) 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営 共同生活援助 条—第二百二十三条) 運営に関する基準 設備に関する基準 自立生活援助 人員に関する基準 基本方針(第二百六条の二) 就労定着支援 第十三章 に関する基準 基本方針(第二百六条の十三) 運営に関する基準 設備に関する基準 に関する基準 人員に関する基準 運営に関する基準(第二百十三条の十七―第二百十三条の二十二) この節の趣旨及び基本方針(第二百十三条の十二・第二百十三条の十三) 人員に関する基準 運営に関する基準(第二百十三条の七―第二百十三条の十一) 設備に関する基準 人員に関する基準(第二百十三条の四・第二百十三条の五) この節の趣旨及び基本方針(第二百十三条の二・第二百十三条の三) 設備に関する基準 (第二百六条の三・第1 (第二百六条の十六) (第二百六条の六―第1 (第二百六条の五) (第二百六条の十七―第二百六条の二十) (第二百六条の十四・第 (第二百十三条の十六) (第二百十三条の十四・第二百十三条の十五) (第二百十三条の六) 第四十一条の二第二項及び第四十三条第三項の 同条第二項第二号に掲げる事項について都道府 一百六条の四) 一百六条の十二 |百六条の十五) 附則 第十七章 第十六章 第十五章 第十二章・第十三章 (新設) 第五節 第二款 第一款

第十四章 (新設) 第一節~第四節 共同生活援助 略

略)

外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営 に関する基準 この節の趣旨及び基本方針(第二百十三条の二・第二百十三条の三)

人員に関する基準 (第二百十三条の四・第二百十三条の五)

第三款 設備に関する基準 (第二百十三条の六)

第四款 運営に関する基準 (第二百十三条の七―第二百十三条の十二)

多機能型に関する特例 (第二百十四条—第二百十六条)

削除

離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準(第二百十九 条—第二百二十三条)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百 準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 十三号。以下「法」という。)第三十条第二項及び第四十三条第三項の厚生労働省令で定める基 (趣旨)

県が条例を定めるに当たって従うべき基準 法第三十条第一項第二号イの規定により、

第百二十五条の二第三号の規定による基準同条第二項第二号に掲げる事項について都道府

四 第二号、第百六十三条の二第二号、第百七十二条の二第二号及び第二百二十二条の規定によ県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第九十四条の二第二号、第百二十五条の二 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府

(新設)

五 法第四十一条の二第一号の規定により、同条第二項及び第三項(第四十三条の四道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第二項及び第三項(第四十三条の四角で開する場合に限る。)、第六条(第四十三条の四において準用する場合に限る。)、第六十三条の四において準用する場合に限る。)、第七十九条の四、第百六十二条の四及び第百七十一条の四において準用する場合に限る。)、第七十九条の四、第五十三条の五、第百六十二条の四及び第百七十一条の四において準用する場合に限る。)、第七十九条の二第一号、第九十三条の五、第五十三条の四において準用する場合に限る。)、第七十九条の三第一号、第九十三条の五、第五十三条の四において準用する場合に限る。)、第九十三条の二第一号、第九十三条の四において準用する場合に限る。)、第九十三条の二第一号、第九十三条の四において準用する場合に限る。)、第九十三条の四に第一号、第五十二条の三第二号、第五十三条の四において準用する場合に限る。)、第九十三条の四に第一号、第五十一条の三第四号、第五十三条の四において準用する場合に限る。)、第九十三条の四次が第二項及び第三項(第四十三条の四)、第九十三条の三第二号、第五十三条の三第四号、第五条第二項及び第三項(第四十三条の三第四号、第五十三条の三第四号、第五十三条の三第四号、第五十三条の三第四号、第五十三条の三第四号、第五十三条の四)、第九十三条の四)、第九十三条の四)、第二十三条の三第四号、第五十二条の三第四号、第五十三条の三第四号、第五十三条の三第四号、第五十三条の三第四号、第五十三条の三第四号、第五十三条の三第四号、第五十三条の三第四号、第五十三条の三第四号、第五十三条の三第四号、第五十三条の三第四号、第五十三条の三第四号、第五十三条の四)、第二十三条の三第二十二条の三第二十三条の三第二十三条の三第二十二条の三第二十三条の三第二十二条の三第二十二条列目(第二)第二十二条列目(第二)第二十二条列目(第二十二条)第二十二条列目(第二)第二十二条列目(第二)第二十二条列目(第二条列目)(第二十二条列目)(第二十二条列目)(第二条列目)(第二十二条列目)(第二条列目(第二条列目)(第二条列目(第二条列目)(第二条列目)(第二条列目)(第二条列目)(第二条列目)(第二条列目)(第二条列目)(第二条列目(第二条列目)(第二条列目(第二条列目)(第二条列目(第二条列目)(第二条列目(第二条列目)(第二条列目(第二条列目)(第二条列目(第二条列目)(第二条列目(第二条列目)(第二条列目)(第二条列目(第二条列目)(第二条列目(第二条列目)(第二条列目(第二条列目(第二条列目(第二条列目(第二条列目(第二条列目)(第二条列目(第二条列目)(第二条列目(第二条列目第二条列目(第二条列目第二十二条列目第二条列目(第二条列目第二条列目(第二条列目)(第二条列目第二条列目(第二条列目)(第二条列目第二条列目(第二条列目第三第二第二十二第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二

規定による基準
現定による基準
現定による基準
東京の一等の一等の一等の一等の一等の一等の一等の一等の一等の一等の一方、第百二十五条の三第一号、第百二十五条の二第一号の一等の一等の一等の一等の一等の一等 一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都

の三第二号及び第百七十一条の三第二号の規定による基準道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準第九十三条の四第二号、第百六十二条八法第四十一条の二第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都

第二百八条、 を含む。)、第二百十三条の四、 条において準用する場合を含む。)、第百六十六条、第百七十五条、第百七十六条、第百八十 第七十九条第二項(第百五十七条、第百六十七条、第百七十七条、第百八十七条及び第百九 例を定めるに当たって従うべき基準 六条(第百九十九条において準用する場合を含む。)、第二百六条の三、第二百六条の十四. 十九条において準用する場合を含む。)、第八十三条第五項、第百十五条、第百二十七条、第 十条、第百十六条、第百五十七条、第百六十七条、第百七十七条、第百八十七条、 法第四十三条第一項の規定により、 (第七条及び第百二十八条において準用する場合を含む。)、第五十条、第五十一条 (第八 第二百六条の四及び第二百六条の十五において準用する場合を含む。)、第七十八条、 第二百九条(第二百十三条の五及び第二百十三条の十五において準用する場合 第百六十条第三項(第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条及び第二百二 第二百十三条の十四及び第二百十五条の規定による基準 第五条(第七条において準用する場合を含む。)、第六 同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条 第百九十

> (新 設)

(新設)

(新設)

五

条(第七条及び第百二十八条において準用する場合を含む。)、第五十条、第五十一条(第八 例を定めるに当たって従うべき基準 第五条 (第七条において準用する場合を含む。)、第 第八十三条第五項、第百十五条、第百二十七条、第百五十六条、 十九条において準用する場合を含む。)、第七十八条、第七十九条第二項(第百五十七条、 第二百十三条の四及び第二百十五条の規定による基準 合を含む。)、第二百八条、 六十六条、第百七十五条、 百六十七条、第百七十七条、第百八十七条及び第百九十九条において準用する場合を含む。)、 十一条、第百八十四条、第百九十七条及び第二百二条において準用する場合を含む。)、第百 法第四十三条第一項の規定により、 第二百九条(第二百十三条の五において準用する場合を含む。)、 第百七十六条、第百八十六条(第百九十九条において準用する場 同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が 第百六十条第三項(第百七 第

七

の規定による基準 第二百二条、 びに第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。)、第六十二条第五項、第七十三条 第百二十五条、第百三十六条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、 準用する場合を含む。)、第四十条(第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、 百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、 第七十六条、第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百六十二条、第百七十一条、第 第百九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条並びに第 第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、 条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条(第四十三条第一項及び第二項、第七十六条) 条及び第二百二条において準用する場合を含む。)、第百八十九条、第百九十条、第百九十二 む。)、第百三十二条第二項、第百六十条第四項(第百七十一条、第百八十四条、第百九十七 る場合を含む。)、第八十三条第六項、第八十五条(第百八十四条において準用する場合を含 十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条の十二、第 十三条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百六 一百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一並びに第二百十三条の二十二において (第九十三条、第百二十五条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条) 一十七条(第四十三条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第三十六条(第四 |百十三条の十一において準用する場合を含む。)、第十一条(第四十三条第一項及び第二項) 二十二において準用する場合を含む。)、第二百十三条の八第四項及び第二百十三条の十七 二百二条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一並 第二百一条、第二百六条の七、第二百六条の十七、第二百十一条第三項(第二百十三条 法第四十三条第二項の規定により、 第二百十三条の十一並びに第二百十三条の二十二において準用する場合を含む。)、第 第二百十三条、第二百十三条の十一及び第二百十三条の二十二において準用す 同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が 第二百十

| 八項並びに附則第十八条(入居定員に係る部分に限る。)の規定による基準| 第二百十三条の十六において準用する場合を含む。)並びに第二百十三条の六第四項から第六項まで及び第七項(第二百十三条の十六において準用する場合を含む。)、第五項(第二百十三条の十六において準用する場合を含む。)、第五項(第二百十三条の十六において準用する場合を含む。)、第一次では、第二百十三条の十六において準用する場合を含む。)、第一次では、第二百十三条の十六におい、第二項が近近により、第二項が四項(第二百十三条の十六におい、第二項が近近により、第二項第四号に掲げる事項について都道府県が

この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準項の規定により、法第三十条第二項各号、第四十一条の二第二項各号及び第四十三条第三項下三 法第三十条第一項第二号イ、第四十一条の二第一項又は第四十三条第一項若しくは第二

附則第十八条(居室に係る部分に限る。)の規定による基準 附則第十八条(居室に係る部分に限る。)及び第五項第三号(第二百十三条の六において準用する場合を含む。)及び第一号ロ、第二百十三条の六において準用する場合を含む。)及び第一号ロ、第二百十三条の六において準用する場合を含む。)及び第一号ロ、第二百十三条第四項(居室に係る部分に限る。)及び第五項第一号ハ、第百六十八条第三項本文(居室上条第四項(居室に係る部分に限る。)及び第五項第一号ハ、第百六十八条第三項本文(居室上条第四項(居室に係る部分に限る。)の規定により、第五十二条第一項(病室に係る部分に限る。)、第百十一条第四十三条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条

例を定めるに当たって従うべき基準 第九条 (第四十三条第一項及び第二項、第七十六条) 四十三条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第三十六条(第四十三条第一項条、第二百十三条並びに第二百十三条の十二において準用する場合を含む。)、第二十七条(第 第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、 十二において準用する場合を含む。)、第八十三条第六項、第八十五条(第百八十四条におい を含む。)、第六十二条第五項、第七十三条(第九十三条、第百二十五条、第百六十二条、第 第百九十七条、第二百二条、第二百十三条並びに第二百十三条の十二において準用する場合 第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、 十二において準用する場合を含む。)、第四十条(第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、 |七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百十三条並びに第二百十三条の 及び第二項、第七十六条、第九十三条、第百二十五条、第百三十六条、第百六十二条、第百 条、第百三十六条、第百六十二条、第百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二 を含む。)、第十一条(第四十三条第一項及び第二項、第七十六条、 第百九十七条、第二百二条、第二百十三条並びに第二百十三条の十二において準用する場合 用する場合を含む。) 及び第二百十三条の七の規定による基準 九十条、第百九十二条、第二百一条、第二百十一条第三項(第 十四条、第百九十七条及び第二百二条において準用する場合を含む。)、第百八十九条、第 て準用する場合を含む。)、第百三十二条第二項、第百六十条第四項(第百七十一条、 百七十一条、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、 法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条 第二百十三条及び第二百十三条の 一百十三条の十二において準 第九十三条、第百二十五

準のを定めるに当たって標準とすべき基準が、一人居定員に係る部分に限る。この規定による基に、法第四十三条の六において準用する場合を含む。)及び第九項第一号(第二百十三条の六において準用する場合を含む。)、第五項(第二百十三条の六において準用する場合を含む。)、第五項(第二百十三条の六において準用する場合を含む。)、第五項(第二百十三条の六において準例を定めるに当たって標準とすべき基準が第二百十条第四項(第二百十三条の六において準例を定めるに当たって標準とすべき基準が第二百十条第四項(第二百十三条の六において準例を定めるに当たって標準とすべき基準がある。

八

ーを定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定にを定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定に条第二項各号及び第四十三条第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例法第三十条第一項第二号イ又は第四十三条第一項若しくは第二項の規定により、法第三十

九

(定義)

第二条 (略)

一・二 (略) 支給決定障害者等

十五 共生型障害福祉サービス 法第四十一条の二第一項の申請に係る法第二十九条第 法第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。

指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう

(号外第 10号)

第十五号。以下「指定通所支援基準」という。)第四条に規定する指定児童発達支援の事業、 規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。 指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支援基準に 第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準第七十一条の七 指定通所支援基準第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準 づく指定通所支援の事業等の人員、 百七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、第百八十五条に規定する指定就労継続支援 立訓練(機能訓練)の事業、第百六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、 に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第七十二条に規定する A型の事業及び第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基 多機能型 第七十七条に規定する指定生活介護の事業、第百五十五条に規定する指定自 .設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令 第

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

官

ることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならな ビスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ず げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計 (以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サー 指定障害福祉サービス事業者(第三章から第五章まで及び第八章から第十六章までに掲

2 3

第二章 居宅介護、 重度訪問介護、 同行援護及び行動援護

(従業者の員数)

第五条 勤換算方法で、 として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第四節において同じ。)の員数は、 いて「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者 十第二項において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章にお 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章、第二百十三条の十二及び第二百十三条の二 二・五以上とする。 常

2 •

(略)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。

一・二 (略)

三 支給決定障害者等 法第五条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。

四~十四 (略)

(新設)

一項の

十 十 五 略

規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支 援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。 第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所支援基準第七十二条に 指定通所支援基準第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準 第十五号。以下「指定通所支援基準」という。)第四条に規定する指定児童発達支援の事業、 立訓練(機能訓練)の事業、第百六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第 づく指定通所支援の事業等の人員、 百七十四条に規定する指定就労移行支援の事業、第百八十五条に規定する指定就労継続支援 A型の事業及び第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基 多機能型 第七十七条に規定する指定生活介護の事業、第百五十五条に規定する指定自 設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第三条 指定障害福祉サービス事業者 (第三章から第五章まで及び第八章から第十四章までに掲 ることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならな ビスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ず げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計 (以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サー

2 • (略

第二章 重度訪問介護、 同行援護及び行動援護

(従業者の員数)

第五条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章、第二百十三条の二及び第二百十三条の十第 算方法で、二・五以上とする。 て厚生労働大臣が定めるものをいう。 | 項において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において [指定居宅介護事業所] という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者とし 以下この節及び第四節において同じ。)の員数は、常勤換

2 3 略

型号が下獲り事業を守う旨定が引下獲事業者の基第五節(共生型障害福祉サービスに関する基準)

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第四十三条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型居宅介護」という。)のとおりとする。 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基第四十三条の一層生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基のとおりとする。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

一 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数での利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数で指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護

(準用)

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(運営に関する基準)

第四十八条第一項において準用する第三十五条」と読み替えるものとする。 (第四十八条第一項において準用する第二十一条第二項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十一条第一項において準用する次条第二項」と、第二十一条第二項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十一条第二項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十一条第一項において準用する次条第一項とあるのは「第四十八条第一項において準用する第二十一条第二項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第二十一条第一項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第二十一条第一項」と、第二十一条第一項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第二十一条第一項」と、第二十一条第一項」とあるのは「第四十八条第一項において準用する第二十一条第一項」と、第二十二条第一項とあるのは「第四十八条第一項において準用する第二十二条第一項」と、第二十二条第一項とあるのは「第四十八条第一項において準用する第二十一条第一項、第二十二条第一項において準用する第二十二条第一項、第三十二条第一項において準用する第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項において準用する第二十二条第一項、第二十二条第一項において準用する第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第一項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項に対して、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二項、第二十二条第二列。

7

(新設)

(新設)

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(運営に関する基準)

第四十八条 第四条第一項及び前節 項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中 [第二十一条第二項]とあるのは[第 は「第四十八条第一項において準用する第三十五条」と読み替えるものとする。 条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」 とあるのは 四十八条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」 いて準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第一 する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十八条第一項にお 十七条、第三十二条及び第四十三条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用 「第四十八条第一項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるの 「第四十八条第一項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中 (第二十一条第一項、 と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは 第二十二条、 第二十三条第一項、 第五

(新設)

2

2 用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十八条第二項に 一項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは 項、第二十七条、第三十二条及び第四十三条を除く。)並びに第四十四条から前条までの規定 第四条第二項から第四項まで並びに第四節(第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第 |第四十八条第二項において準用する第二十一条第二項]| と、第二十五条第一号中「次条第一 - 七条第二項中「次条第一項」とあるのは 四条第三項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第四十四条第三項」と、第四 は「第四十八条第二項において準用する第三十五条」と、第四十七条第一項第二号中「第四 条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十条第一項中「第二十六条」とあるの いて準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第 「第四十八条第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とある] とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第 重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準 「第四十八条第二項」と読み替えるものとする。

第四章 生活介護

(号外第 10号)

第七十八条 (従業者の員数)

第十八章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、 第九章、第十章及び

イ~ニ (略)

官

(略)

(職場への定着のための支援の実施)

第八十五条の二 介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につい 月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない 障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六 指定生活介護事業者は、 障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第九十三条の二 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準 支援事業者をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第六十六条第一 事業を行う指定児童発達支援事業者 次のとおりとする。 生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型生活介護」という。)の (指定通所支援基準第五条第一項に規定する指定児童発達

支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。 条において同じ。)(以下 業所をいう。第二百十五条において同じ。)又は指定放課後等デイサービス事業所 指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事 「指定児童発達支援事業所等」という。)の従業者の員数が当該指定 第 (指定通所 一百十五

> 重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用す 七条第二項中「次条第一項」とあるのは 四条第三項」とあるのは「第四十八条第二項において準用する第四十四条第三項」と、第四十 四十八条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」 において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第 る。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十八条第二項におい 条第二項」とあるのは「第四十四条第三項」と、第三十条第一項中「第二十六条」とあるのは とあるのは「第四十八条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中 て準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八条第二項 第四条第二項から第四項まで並びに前節 「第四十八条第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条」とあるの 「第四十八条第二項において準用する第三十五条」と、第四十七条第一項第二号中「第四十 第二十七条、第三十二条及び第四十三条を除く。)並びに第四十四条から前条までの規定は、 「第四十八条第二項」と読み替えるものとする。 (第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第一 第五

第四章 生活介護

(従業者の員数)

第七十八条 指定生活介護の事業を行う者 行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のと おりとする。 (以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を

第十七章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。 以下この章、 第九章、 第十章及び

イ~ニ (略)

(略)

(新設)

(新設)

児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

の他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所そ

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

して満たすべき基準は、次のとおりとする。 して満たすべき基準は、次のとおりとする。 して満たすべき基準は、次のとおりとする。 して満たすべき基準は、次のとおりとする。 して満たすべき基準は、次のとおりとする。 して満たすべき基準は、次のとおりとする。

型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。第一項に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所「同じ。)の直積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所「同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所「同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所「下同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所「でで規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第二十条事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定通所介護事業所(指定通所介護事業所(指定通所介護事業所(指定通所介護事業所(指定通所介護事業所(指定通所介護事業所(指定通所介護事業所)という。)の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

一 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であるこ数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であるこ数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所と。

の他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所そ

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

所(指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業 準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を 条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテ 数の上限をいう。以下この条、第百六十二条の三及び第百七十一条の三において同じ。)を1 めに当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計 共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するた 条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機三条第一項若しくは第百七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四 業所等」という。)にあっては、十八人)以下とすること。 ライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基 ライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第百七十 六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテ いう。) 若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準第七十一条の二に規定する は共生型児童発達支援(指定通所支援基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援を 自立訓練(生活訓練)(第百七十一条の二に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又 能訓練) (第百六十二条の二に規定する共生型自立訓練 (機能訓練) をいう。)若しくは共生型 所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員 護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介 いう。第九十四条の二において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事 十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規

(号外第 10号)

定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じ 六十二条の三及び第百七十一条の三において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録 ビスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第百 予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員 密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第百七十一条第一項又は指定地域密着型介護 護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以 模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介 小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定する指定看護小規 密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護 下同じ。) (以下 (当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサー 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域 次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあって 十二人 までの範囲内とすること。 「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域

登録定員

一十六人又は二十七人

十七人 十六人 利用定員

ے ع 準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上である

指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基

三 · 四

略

四 指定小規模多機能型居宅介獲事業所等の従業者の員数が、当该指定小規模多機能型居宅介度、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 に発揮しうる適当な広さを有すること。 おっぱん は第百七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第六 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六

四十四条に規定する基準を満たしていること。

地ービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準の関連事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通い指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介

(準用)

(基準該当生活介護の基準)

第九十四条 (略)

生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により

(新設)

基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当生活介護の基準)

一のとおりとする。 一切のとおりとする。 一切のにおいて「基準該当生活介護事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次の節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者(以下このかにおいて「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者(以下このとおりとする。

三・四 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第九十四条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予 り生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予 条の二及び第百七十二条の二において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該 及び第百七十二条の二において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等によ 前条の規定は、 び第百七十二条の二において同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、 小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第百二十五条の五、 |生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防 1七十二条の二において同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第1小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第百二十五条の五、第百六十三条の二及び第 十四条第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第百二十五条の五、第百六十三 小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第百二十五条の五、第百六十三条の一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない 第百六十三条の二及

(号外第 10号)

をいう。以下この条において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限 第百二十五条の五、第百六十三条の二及び第百七十二条の二において同じ。)にあっては、十 事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、 規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該 は指定通所支援基準第七十一条の六において準用する指定通所支援基準第五十四条の十二の 基準第五十四条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しく とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百六十三条の二の規 者を除く。第百二十五条の五、第百六十三条の二及び第百七十二条の二において同じ。)の数 事業所等の登録者(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録 定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百七十二条の 八人)以下とすること。 一の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護

る利用定員、 超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定め いう。以下この号において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人 (登録定員が二十五人を スとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限を いて準用する指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービ の範囲内とすること。 該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の六にお 訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準 とみなされる通いサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活 護とみなされる通いサービス、第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練) 機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多 サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、 十二人)まで

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第九十四条の二 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地 密着型サービス基準第百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居 じ。)) のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第百七十一条 対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定 域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に う。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第 定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。 宅介護事業所等」という。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、 又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一 密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域 百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地 域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をい 一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを 前条の規

事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第百七十一条第一項当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあって ライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七 障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十九人(サテ 達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用す みなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発 れる通いサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)と れる通いサービス、第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなさ に規定する登録者をいう。以下同じ。の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなさ る通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた る指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされ 十八人)以下とすること。

機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介 みなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をい 当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四におい とみなされる通いサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活 護とみなされる通いサービス、第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練) 囲内とする こと。 利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、 える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める う。以下この号において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超 て準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスと 訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多

- を有すること。を有すること。というでは、一般に対している。というでは、大十三条の二及び第百七十二条の二において同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さで、大十三条の一及び第百七十二条の二において同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さい、大手を有すること。というでは、大手を持ち、大手を持ち、大手を持ち、大手を持ち、大手を持ち、大手を持ち、大手を持ち、大手を持ち、大手を持ち、大手を持ち、大手を持ち、大手を持ち、大手を持ち、大手を持ち、大手を持ち、大手を持ち、大手を持ち、大手を持ち、大手を
- 四、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する追いサービス基準第六十三条又は第百七十一条介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数並びにこの条で、選事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスを受ける障害化の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス大きに、大力を受けるであるとした場合において準用する指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通行支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス大きにより、第百六十三条の二の規定により基準該当はでは、大力を表表を表表している。

(従業者の員数) 第六章 短期入所

第百十五条 (略) (従業者の員数)

一 (略)

る時間帯に応じ、それぞれイ又は口に定める数 (生活訓練)事業者(規則第二十五条第七号 (規則第二十六条第一項に規定する指定自立訓練の上に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者 (以又は第二百十三条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者 (以下この章において「指定自立訓練の生活訓練)事業者等」という。)である当該施設が、指定下この章において「指定自立訓練の生活測定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者 (以下は第二百十三条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者 (以下は規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者 (規則第二十五条第七号第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者 (規則第二十五条第七号

- 下同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。第六十七条第二項第一号又は第百七十五条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準
- 思定する基準を満たしていること。 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居 地域であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十一条に とみなされる通いサービス大は第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス大は指定通所支援基準第五十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第五十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービスをは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合業を対した場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十一条に との条字が護事業所等が提供する通いサービスとの利用者数並びにこの条字が護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居との条字が選手を持たしていること。

(略)

第六章 短期入所

(従業者の員数)

(略)

入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又は口に定める数施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 イ又は口に掲げる指定短期施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 イ又は口に掲げる指定短期生活援助事業者又は第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者又は第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(規則自立訓練の事業を行う者に限る。)、第二百八条第一項に規定する指定共同に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)、第二百八条第一項に規定する指定共同に規定する宿泊型自立訓練の事業者(規則第二十五条第七号)

- 指定短期入所と同時に第百六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当諸指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下この章において同じ。)又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。)又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。)又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。)又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。)の利用者の数とび併設事業所を問題する当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等が設置する当該指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。以下この章において同じ。)の利用者の数とみなした場合において同じまれて同じ。)の利用者の数とみなした場合において、当計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

2 略

定共同生活援助事業者を除く。)である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事 又は口に定める数 業所を設置する場合 指定自立訓練(生活訓練)事業者等(第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指 イ又は口に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ

事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、 同じ。)の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練 (牛 練)事業所等(日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このイにおいてサービス支援型指定共同生活援助を除く。)を提供する時間帯 当該指定自立訓練(生活訓サービス支援型指定共同生活援助を除く。 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)等(第二百十三条の二に規定する日中 (略) 当該指定自立訓練 (生活訓練)

(号外第 10号)

(略)

3

第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所、第百七十五条第一項に規 おいて指定短期入所の事業を行う場合(イ又は口に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯 当該事業を行う事業所をいう。) (以下この章において「指定生活介護事業所等」という。)に 援事業所(児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が 定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支 定する指定就労移行支援事業所、第百八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業 に応じ、それぞれイ又は口に掲げる数 行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指 指定生活介護事業所、第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所、 指定就労継続支援B型事業所(第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業を

に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一条の五の三第一項 二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第二百十三条の十二に九十八条に規定する指定就労継続支援B型、第二百七条に規定する指定共同生活援助、第 業者として必要とされる数以上 なした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従 び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみ 定する指定自立訓練(生活訓練)、第百八十五条に規定する指定就労継続支援A型、 指定生活介護、第百五十五条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、第百六十五条に規 |助 | 、|第 |第|百

(略)

(定員の遵守)

第百二十四条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定 短期入所を提供してはならない。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、

この限りでない。

略)

用型事業所を設置する場合 ぞれイ又は口に定める数 用型事業所を設置する場合 イ又は口に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それ 指定自立訓練(生活訓練)事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利

者の総数は、

て「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業 定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章におい

次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

法第五条第八項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指

訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされ 指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)等を提供する時間帯 (生活訓練) 事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該 当該指定自立訓

3

事業所」という。)に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所(以下この章において「単独型 定める数とする。

の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)(以下この章において「指定生活介護事業指定障害児通所支援事業所(児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援 所等」という。)において指定短期入所の事業を行う場合 業所、第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は 行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事 事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又は口に掲げる数 定する指定就労移行支援事業所、第百八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業 第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所、第百七十五条第一項に規 所、指定就労継続支援B型事業所(第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業を 指定生活介護事業所、第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所、 イ又は口に掲げる指定短期入所の

条の五の三第一項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所 九十八条に規定する指定就労継続支援B型、第二百七条に規定する指定共同生活援助、第定する指定自立訓練(生活訓練)、第百八十五条に規定する指定就労継続支援A型、第百 の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又 等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等 はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 二百十三条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一 指定生活介護、第百五十五条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、第百六十五条に規

略

(定員の遵守)

第百二十四条 指定短期入所事業者は、 場合は、この限りでない。 に指定短期入所を提供してはならない。 次の各号に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある

(略)

用者の数用者の数のに構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利にという。とびにとびできる設備により一体に活援助事業所又は第二百十三条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生産採利用型事業所にあっては、当該施設の利用定員(第二百八条第一項に規定する指定共

|略

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第百二十五条の二 短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型短期入所」という。) 第百二十五条の二 短期入所に係る共生型障害福祉サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。)が当該事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防けービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定の事業を行う指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定を持定に対している。

事業所等として必要とされる数以上であること。

共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等業所等が 出定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が

の他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 二 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所そ

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 第百二十五条の三 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事

指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号ハ若しくは第百七十五条第二項第二号ハに規定する個室をいう。次号において同じ。の利用定員から個準第四十四条第五項に規定する宿泊サービスをいう。以下この号において同じ。以外の宿泊室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上である室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上である室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上である室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上である室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上である室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上である室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上である空に入り、

の改善の改善の改善をいう。以下同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることなる利用者を明事業所にあっては、共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という。)及びユニッ援助事業所又は第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活一、空床利用型事業所にあっては、当該施設の利用定員(第二百八条第一項に規定する指定共

(略)

(新設)

(新設)

期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短 **兼所等として必要とされる数以上であること** 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介

の他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、 指定短期入所事業所そ

(準用)

第百二十五条の四 から第九十二条まで、第百十四条及び前節(第百二十四条及び第百二十五条を除く。)の規定は (生型短期入所の事業について準用する。 十三条、第二十八条、第二十九条、第三十六条から第四十二条まで、 六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条、第七十四条、第八十七条、第九十条 第九条、第十一条から第十七条まで、第十九条、 第 第五十一条、第六十条、第二十二条、第

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第百二十五条の五 (略)

六において準用する指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当放課後等デイり基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の る宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。 サービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項又は第百七十一条第六項に規定す 所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊 サービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業 訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練 活介護とみなされる通いサービス、第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能 (生活訓練) とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の十二の規定によ 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第九十四条の二の規定により基準該当生

三 · 四 サービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の六において準用する指定通所支援基準第五は指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通い 第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又 者の数と第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百六 通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用 る障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を る障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)の三分の一から九人(サテラ 十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは 機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受け イト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多 四条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受け 六人)までの範囲内とすること。

(新設)

基準該当障害福祉サービスに関する基準

第百二十五条の二 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当 (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であっ 第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百六十三

に当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため |ス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービ七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指 条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百 域密着型サービス基準第六十三条第五項又は第百七十一条第六項に規定する宿泊サービスを いう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。 小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地

者の数と第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百六 通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用 る障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を 機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受け 障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)の三分の一から九人(サテライ 十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける サービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五 は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通い 第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又 十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは ト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多 六人)までの範囲内とすること。

三. (準用) 略

第百二十五条の三 (略)

第七章 重度障害者等包括支援

(従業者の員数)

第百二十七条 (略)

2 • 3 略)

2 • 第百二十七条

略)

(略)

第百二十五条の六

(略

(従業者の員数)

第七章 重度障害者等包括支援

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針) -----4 第二項のサービス提供責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第百三十三条 指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければで、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければに、指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第一項に規定する重度障害者等包括支援事業者は、次条第一項に規定する重度障害者等包括支

(重度障害者等包括支援計画の作成)

2・3 (略)

援計画を作成しなければならない。 望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支第百三十四条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希

(削る)

うものとする。
括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画作成後においても、当該重度障害者等包

第九章 自立訓練 (機能訓練)

他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。 「号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その下第事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の六第事首五十五条 自立訓練 (機能訓練)を第百五十五条 自立訓練 (機能訓練) 規則第六条の六第一号に規定する自立訓練 (機能訓練)を第

(準用)

おいて準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、「第百六十二条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百六十二条において準用する。この場合において、第九条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百六十二条において準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百六十二条まで及び第八十五条の二から第九十二条までの規定は、指定自立訓とあるのは「第百六十二条、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第二十八条、第三十六条か第百六十二条 第九条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条か第百六十二条 第九条から第二十条から第六十条まで、第二十二条 第二十八条、第三十八条、第三十六条か第五十十条 第二十三条 第二十八条 第三十六条か

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)・第二項のサービス提供責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

東西三十三条 指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならなをの他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体第百三十三条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第一項に規定するサービス利用計画に

2·3 (略)

(サービス利用計画の作成)

援サービス利用計画(以下この章において「サービス利用計画」という。)を作成しなければな望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支第百三十四条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希

の内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。 「相当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。」 という。)を招集して行う会議をいう。)を招集して行う会議をいう。)を提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害ビス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議(サーサービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議(サー

状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。4 サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後においても、当該サービス利用計画の実施

第一項から第三項までの規定は、前項に規定するサービス利用計画の変更について準用する。

5 |

弗九章 自立訓練(機能訓練)

第百五十五条 自立訓練(機能訓練)(規則第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)を 第百五十五条 自立訓練(機能訓練)(規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生 一号に規定する者に対して、規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生 一号に規定する者に対して、規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生 活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなけれ に対して、規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生

準用)

機能型居宅介護事業所等にあっては、

第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「六 と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第百六十二条において準用する第八十八条」と、 用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第 同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第百六十二条において準用する第七十三条第 二号中 「第五十三条の二第一項」とあるのは「第百六十二条において準用する第十九条第一項」 る前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第百六十二条において準 とあるのは「第百六十二条において準用する前条」と読み替えるものとする。 九十二条」とあるのは「第百六十二条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条 | とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第百六十二条において準用す | と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百六十二条」と、第八十九条中「第

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(号外第 10号)

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第百六十二条の二 (機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基 次のとおりとする。 自立訓練(機能訓練) に係る共生型障害福祉サービス(以下 | 共生型自立訓

- 生型自立訓練 あること 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共 (機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上で
- 者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数 介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練 以上であること。 共生型自立訓練 |護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用||指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所 (機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立
- 第百六十二条の三 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業 (共生型自立訓練 (機能訓練) の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準) 訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(新設)

者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人(サテライト型指定小規模多

十八人)

以下とすること。

サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、 規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、 サービスの利用定員を登録定員の 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通い 一分の 一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小 登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、 十二人)までの範囲内とす

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	+七人
二十九人	大人

同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第百六十二条において準用する第七十三条第 用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第 とあるのは「第百六十二条において準用する前条」と読み替えるものとする 九十二条」とあるのは と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第百六十二条において準用する第八十八条」と、 二号中 「第五十三条の二第一項」とあるのは「第百六十二条において準用する第十九条第一項」 る前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第百六十二条において準 五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「六 |項||と、 一とあるのは「三月」と、 同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは 「第百六十二条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条 第五十九条中「前条」とあるのは「第百六十二条において準用す 「第百六十二条」と、第八十九条中「第

- 準第四十四条に規定する基準を満たしていること。準第四十四条に規定する基準を満たしていること。道いサービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基づいサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型

(機能訓字)の事業について準用する。 「無いの事業について準用する。 「無いの事態にしいで、 「無いの事態にしいで、 「無いの事態にしいで、 「無いの事態にしいで、 「はいいで、 「はいで、 「は

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例) 第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

おいて、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所とみなす。この場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを提供する場合とが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合いて自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けるこ第百六十三条の二次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域にお

- スとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいて準用する指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービとみなされる通いサービス若しくは第百七十二条の二の規定により基準該当生活介護練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当生活介護機能型居宅介護事業所等の通いサービス、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多

(新設)

五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

- 機能型居宅介護事業所にあっては、十八人)以下とすること。

 機能型居宅介護事業所にあっては、十八人)以下とすること。

 機能型居宅介護事業所にあっては、十八人)以下とすること。

 機能型居宅介護事業所にあっては、十八人)以下とすること。

(号外第 10号)

の範囲内とすること 超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、 る利用定員、 いう。以下この号において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人)まで 次の表に定め

(表略)

四条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所 規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百七十二条の二の規定に 合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十一条 基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の 支援基準第七十一条の六において準用する指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により より基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十 の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第九十四条の二の 宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条 に規定する基準を満たしていること。 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居

第十章 自立訓練 (生活訓練

第百六十五条 事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の六第 を適切かつ効果的に行うものでなければならない。 いう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)]という。)の 一号に規定する期間にわたり生活能力の維持、 自立訓練 (生活訓練) (規則第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練) 向上等のために必要な支援、 訓練その他の便宜 を

官

第百七十一条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から 第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、 るのは「第百七十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。 条中「前条」とあるのは「第百七十一条において準用する前条」と、第八十九条中「第九十二 第二十三条第二項中 第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百七十条第一項から第四項まで」と、 の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、 第七十三条、第七十四条、 項中「次条第一項」とあるのは「第百七十一条において準用する次条第一項」と、「療養介護 |画|| とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第五十八条中「療養介護計画| 項中「第三十一条」とあるのは「第百七十一条において準用する第八十九条」と、 「自立訓練 とあるのは「第百七十一条において準用する第九十二条」 (生活訓練) 計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、 「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十条第二項」と、 第八十五条の二から第九十二条まで、 と、第九十二条中 第百六十条及び第百六十一条 第五十七条第 |前条| とあ 第五十九 とあるの 第二十条 第九条第

> う。以下この号において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超 利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十二人)までの範 える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める 囲内とすること

(表略)

(略)

四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支 規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百七十二条の二の規定に 定する基準を満たしていること。 数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十一条に規 宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条 該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計 援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準 より基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十 の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第九十四条の二の 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居

第十章 自立訓練(生活訓練

第百六十五条 向上等のために必要な支援、 事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の七第 いう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)]という。)の 一号に規定する者に対して、 自立訓練 (生活訓練)(規則第六条の六第二号に規定する自立訓練 (生活訓練) 訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならな 規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり生活能力の維持、

第百七十一条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から 第七十三条、第七十四条、第八十六条から第九十二条まで、第百六十条及び第百六十一条の規 第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、 条」とあるのは「第百七十一条において準用する前条」と、第八十九条中「第九十二条」とあ 立訓練(生活訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中 中「次条第一項」とあるのは「第百七十一条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」 十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十条第二項」と、第五十七条第一 項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百七十条第一項から第四項まで」と、 定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第九条第一項 百七十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。 とあるのは 「第三十一条」とあるのは「第百七十一条において準用する第八十九条」と、第二十条第二 「第百七十一条において準用する第九十二条」と、第九十二条中 「自立訓練(生活訓練)計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは 「前条」とあるのは 項 前

木曜日

型目な川東(生ち川東))事をとうう言言通行第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

- 以上であること。

 以上であること。

 以上であること。

 以上であること。
- (共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立三二共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立

者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 第百七十一条の三 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業

指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人(サテライト型指定小規模多

サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人)までの範囲内とす規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小一指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通い機能型居宅介護事業所等にあっては、十八人)以下とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

「広さを有すること。」 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な

平成 30 年 1 月 18 日

- 西 単第四十四条に規定する基準を満たしていること。 連第当十四条に規定する基準を満たしていること。 連等が提供する通いサービスの利用者の数がであるとした場合における指定地域密 通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密 が提供する通いサービスの利用者の数がであるとした場合における指定地域密 を通いサービスの利用者の数がであるとした場合における指定地域密 を通いサービスの利用者の数がであるとした場合における指定地域密 を通いサービスの利用者の数がであるとした場合における指定地域密 を通いサービスの利用者の数がでは、当該指定小規模多機能型居宅介
- 訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。五 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、ほ

(新 設)

木曜日

(準用)

第百七十一条の四 の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。 第百六十条、第百六十一条、第百六十五条及び前節(第百六十九条及び第百七十一条を除く。) ら第七十条まで、第七十三条、第七十四条、第七十九条、第八十五条の二から第九十二条まで、 から第四十一条まで、第五十一条、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条か 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条

(新設)

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第百七十二条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域にお 規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(生活訓練)事業所とみなす。この場合に には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(生活訓練)と、当該通いサービスを行う指定小 とが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合 いて自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けるこ の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規 利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児 事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通 第五十四条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを 通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の六において準用する指定通所支援基準 ス又は指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる くは第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービ いサービス、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若し 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護 前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十八人)以下とすること。 超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定め いて準用する指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準該当放課後等デイサービ とみなされる通いサービス若しくは第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能 練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護 の範囲内とすること る利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人)まで いう。以下この号において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を スとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限を 該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の六にお 訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の十二の規定により基準 機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多

平成 30 年 1 月 18 日

兀 規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百六十三条の二の規定に の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第九十四条の二の 宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居

> (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例) 第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

第百七十二条の二 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指 該通いサービスを基準該当自立訓練(生活訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機 型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、 いこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていな 前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。 能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(生活訓練)事業所とみなす。この場合において、 当

するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用 いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第ス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通 事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通 機能型居宅介護事業所にあっては、十八人)以下とすること。 の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多 くは第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービ いサービス、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若し 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護

みなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をい 当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四におい とみなされる通いサービス若しくは第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能 練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護 機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓 える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める う。以下この号において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超 囲内とすること 利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、 て準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスと 訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多 十二人)までの範

四 規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百六十三条の二の規定に の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第九十四条の二の 宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居

に規定する基準を満たしていること。
に規定する基準を満たしていること。
に規定する基準を満たしていること。
に規定する基準を満たしていること。
に規定する基準を満たしていること。
に規定する基準を満たしていること。
に規定する基準を満たしていること。

第四節 運営に関する基準第十一章 就労移行支援

通勤のための訓練の実施)

第百七十九条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することがで第百七十九条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することがで

第百八十四条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十八条、 第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限 第九十二条中「前条」とあるのは「第百八十四条において準用する前条」と、第百七十条の二 準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百八十四条」 るのは「就労移行支援計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計 条第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあ とあるのは「第百八十四条において準用する第百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次 十四条において準用する第百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」 四条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八 について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百八十 同じ。)が」と、同条第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働 る。)が」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第百八十四条において る第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第百八十四条において準用 計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第百八十四条において準用す 百八十四条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは 大臣が定める者を除く。)の」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。) 二条まで、第百五十九条、第百六十条及び第百七十条の二の規定は、指定就労移行支援の事業 「第百八十四条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援 -六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七 条まで、第七十三条から第七十五条まで、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第九十 | と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第 と読み替えるものとする。 第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第百八十四条において準用する第九十二条」と、

第十四章 就労定着支援

第一節 基本方針

第二百六条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。) 第二百六条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の区のるために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他のに対して、規則第六条の十の二に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続をの事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支第二百六条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。)

定する基準を満たしていること。との条の八の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス対抗定通所支援基準第五十上り基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十二人り基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十二人の基準

(略)

第四節 運営に関する基準第十一章 就労移行支援

(新設)

準用)

第百八十四条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十八条、 給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)の」とあ 障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。)が」と、同条第二項中「支 定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)が」とあるのは「支給決定 は「第百八十四条において準用する前条」と、第百七十条の二第一項中「支給決定障害者(指 とあるのは「第百八十四条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるの 同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百八十四条」と、第八十九条中「第九十二条」 号中「第七十三条第二項」とあるのは「第百八十四条において準用する第七十三条第二項」と、 三号中「第六十五条」とあるのは「第百八十四条において準用する第八十八条」と、同項第四 十三条の二第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する第十九条第一項」と、同項第 条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第百八十四条において準用す とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第百八十四条において準用する前 と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」 百八十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」 おいて準用する第百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第 五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百八十四条に 九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する第百 において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百八十四条において準用する第八十 第百五十九条及び第百六十条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合 るのは「支給決定障害者 る第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中 十条まで、第七十三条から第七十五条まで、第八十四条から第九十二条まで、第百七十条の二、 十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第 (厚生労働大臣が定める者を除く。)の」と読み替えるものとする。 第五

(新設)

(新設)

(新設

1,771,00	1 . 77 . 0 -			104	(3) 1) 1 3 3)		
三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	サ 盲 揮 正 指	(設備及び備品等) 第二百六条の四 第五十一条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。 (準用) (準用)	がない場合は、この限りでない。 第一項に規定する就労定着支援員及び第二項に規定するサー数による。	3 前二項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定 では、		(従業者の員数) 第二百六条の三 指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四十で除した数以 が当該事業を行う事業所(以下「指定就労定着支援事業所」という。)に置くべき就労定着支援 が当該事業を行う事業所(以下「指定就労定着支援事業者」という。)	第二節 人員に関する基準
	(新 設)	(新設)				(新 設)	
	(新設)	(新設)					(新設)

(新 新 設 設 設 設	回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。 「サービス利用中に離職する者への支援」 第二百六条の十、指定税労定着支援事業者は、指定税労定着支援の提供期間中に雇用された通常の政連管についての重要事項に関する連絡を整備し、他の指定障害福祉サービス事業の運管についての重要事項に関する連絡の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業の運管についての重要事項に関する連絡を整備し、性定税労定着支援事業者は、指定税労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の直済の事業の実施地域 「三百六条の十、指定税労定着支援事業者は、指定税労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の連合の推定に関する重要事項(記録の整備)、「主の他の関係者との連絡調整をの他の関係者との連絡調整を必要を指定、利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所の提供期間中に雇用された通常の事業の事業の主たる対象とする障害の種類を定めておかなければならない。「主義を整備し、当該指定税労定着支援事業者は、指定税労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業を整備し、当該指定税労定着支援事業者は、利用者に対する指定税労定着支援の提供に関する事項に記録事項。「一、対象において準用する第十九条第一項に規定する提供した目から五年間保存しなければならない。」「大事での対象とする権力を指定規定する提供した目から五年間保存しなければならない。「大条において準用する第十九条第一項に規定する提供した指定税労定着支援に関する表に関する事項に規定する規定する税が定着支援に関する表に関する表に関する表に関する表に関する表に関する表に関する表に関する表
	、当該利用者との付面により守うとともこ、一月に一回以上、当該利用者を雇用就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一供しなければならない。 (株) は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必治言を別して、当議項手に任い
(新 設)	との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等第二百六条の八 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、(職場への定着のための支援の実施)
(新設)	(実施主体) (実施主体)

3 | 2 | 第二百六条の十五 第二百六条の十四 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。) 第二百六条の十三 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立生活援助」とい 第二百六条の十二 第九条から第二十三条まで、 増すごとに一とする。 五|四|三| 従事する者でなければならない。 の員数は、次のとおりとする。 が当該事業を行う事業所(以下 就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性そ 用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、 定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、 う。)の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう。 第五十八条中 の十二において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と 準用する第二十一条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条 第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十六条の規定は、指定就労定着支援の事業につい らない の他の状況及びその置かれている環境に応じて、 て準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百六条の十」 (準用) 第一項に規定する指定自立生活援助の従業者は、 第一項の利用者の数は、 (従業者の員数) 前項第一号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、 分に応じ、それぞれイ又は口に掲げる数 項」と、第二十三条第二項中 についての記録 地域生活支援員 第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条の十二において準用する次条第 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、イ又は口に掲げる利用者の数の区 次条において準用する第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録 とに一を加えて得た数以上 第十五章 次条において準用する第二十九条に規定する市町村への通知に係る記録 利用者の数が三十一以上 利用者の数が三十以下 第二節 第一節 「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。 基本方針 人員に関する基準 自立生活援助 第五十一条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。 指定自立生活援助事業所ごとに、 前年度の平均値とする。 一以上 「指定自立生活援助事業所」という。) に置くべき従業者及びそ 「第二十一条第二項」とあるのは「第二百六条の十二において ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない 一に、 利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すご 第二十九条、 適切かつ効果的に行われるものでなければな 専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に ただし、 一以上 利用者の数が二十五又はその端数を 第三十三条から第四十一条まで、 新規に指定を受ける場合は 福祉、 当該利 推定 (新設) (新設) (新設) (新設)

(号外第 10号)

第二百六条の二十第九条から第二十三条まで、 3 | 第二百六条の十九 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、 第二百六条の十七 第二百六条の十六 第二百八条 第二百六条の十八 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居宅を訪問す 三 当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。
指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により 用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必 条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百六条の二十において準用する第二百六条の十」 第五十七条、第五十八条、第六十条、第六十六条、第二百六条の六、第二百六条の十及び第二 要な措置を適切に講じなければならない。 当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。 関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために 把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機 談支援事業者をいう。)でなければならない。 訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、二百六条の十七 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度 百六条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第九 ることにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の 指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者 (準用) (準用) 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利 (随時の通報による支援等) (実施主体) (従業者の員数) ロ~ニ 六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする 項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、 要な援助を行わなければならない 定期的な訪問による支援) 第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条の二十において準用する次条第 第十六章 共同生活援助 略) する区分三に該当する利用者の数を九で除した数 六年厚生労働省令第五号。以下この章において「区分省令」という。)第一条第四号に規定 第四節 略略 第三節 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十 略) 運営に関する基準 設備に関する基準 第二百六条の五の規定は、 指定自立生活援助の事業について準用する。 (法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相 第二十九条、 第三十三条から第四十一条まで、 同条第八項中 速やかに 第二百八条 指定共同生活援助の事業を行う者 (以下「指定共同生活援助事業者」という。)が当 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 数は、次のとおりとする。 該事業を行う事業所(以下 ロ〜ニ (従業者の員数) る数の合計数以上 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、 (略) する区分三に該当する利用者の数を九で除した数 六年厚生労働省令第五号。以下この号において「区分省令」という。)第一条第四号に規定 第十四章 共同生活援助 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十 (新設) (新設) (略) 「指定共同生活援助事業所」という。) に置くべき従業者及びその員 次のイから二までに掲げ

2 . 3

第 一百十一条 (介護及び家事等) 略)

(略)

2

略)

3 介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。 生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(指定共同生活援助として提供される 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同

第五節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、 設備及び

運営に関する基準

第 一 款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百十三条の二 関する基準については、この節に定めるところによる サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中 業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排 援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従 第一節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活

れている環境に応じて共同生活住居において相談、 生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置か ことにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常 生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。 一百十三条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保する 入浴、 排せつ又は食事の介護その他の日常

第二款 人員に関する基準

木曜日

(従業者の員数)

第二百十三条の四 「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所(以下

助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、 勤換算方法で、 世話人
を間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援 利用者の数を五で除した数以上 常

平成 30 年 1 月 18 日

次のとおりとする。

二 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同牛 活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ご 常勤換算方法で、 次のイから二までに掲げる数の合計数以上

区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数 区分省令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

> 3 略

(介護及び家事等)

第二百十一条

3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活 (略)

援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない

(新設)

(新設)

準用する。

- 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数
- げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又は口に掲げる数 サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、イ又は口に掲 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数
- 利用者の数が三十以下 以上
- とに一を加えて得た数以上 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すご
- 3 | 2 | 勤務を除く。)を行う世話人又は生活支援員をいう。)を置くものとする。 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務(宿直 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、 推定
- 4 | サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、 数による。 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、 ただし、利
- 5 | 用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、 一人以

第二百十三条の五 上は、常勤でなければならない。 (準用)

第二百九条の規定は、

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について

第三款 設備に関する基準

官

宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所第二百十三条の六 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住 施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 | 当該共同生活住居の入居定員の合計は四人以上とする。 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、

3 | 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければな

は二十人以下とする。 生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計 ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居

5 一十人(都道府県知事が特に必要があると認めるときは三十人)以下とすることができる。 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上

以上三十人以下(ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。) とすることができる に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、都道府県知事が特

共同生活住居は、 ればならない。 以上のユニットを有するほか、 日常生活を営む上で必要な設備を設けな

(新設)

(新設)

2 |

ならない。

- 9 | 8 | けることとし、その基準は、次のとおりとする。 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設 一の居室の定員は、 一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる
- 一一の居室の面積は、収納設備等を除き、 第四款 運営に関する基準 七・四三平方メートル以上とすること。

場合は、二人とすることができる。

(実施主体)

第二百十三条の七 定共同生活援助と同時に第百十四条に規定する指定短期入所 設事業所又は同条第三項に規定する単独型事業所に係るものに限る。)を行うものとする。 (介護及び家事等) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指 (第百十五条第一項に規定する併

第二百十三条の八 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び 日常生活の充実に資するよう、 適切な技術をもって行わなければならない。

調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければ

3 | 従事させなければならない。 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、 常時一人以上の従業者を介護又は家事等に

せてはならない。 より、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担に (日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさ

(社会生活上の便宜の供与等)

官

第二百十三条の九 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状 切に行わなければならない。 況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、 社会生活上必要な支援を適

2 者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う

関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機 意を得て代わって行わなければならない。

利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 (協議の場の設置等) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに

2 | 第二百十三条の十 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共 るとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受け 事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日 同生活援助の提供に当たっては、 法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知

の記録を整備しなければならない 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、 評価、 要望、 助言等について

準用

第二百十三条の十一 宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害 労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス 第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同 第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百十三条の十一において読み替えて準用する 支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、 項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する第五 替えるものとする。 て準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百十三条の 十三条の二第一項」と、 一十三条、第二十八条、 二条の十一において準用する第二百十条の四第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第 において準用する第二百十二条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機 一百十三条の十一」と、 項」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する第二百十条の四第二項」と、 -条、第六十六条、第七十条、 て準用する第二百十一条の三」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百十 (入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み 一百十二条の四までの規定は、 と、第百七十条の二第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生 | において準用する第七十三条第二項] と、同項第五号及び第六号中「次条]とあるのは「第 この場合において、 条、 「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十五条 第百七十条の二、第二百十条の二から第二百十条の六まで及び第二百十一条の三から 第九条、 第九十二条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百十三条の十 同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百十三条の十一におい 第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百十三条の十一にお 第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、 第十一条、 第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十条、 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用す 第十一 二条、 第十四条から第十七条まで、 同条第二項中「支給決定障害者 第二十条、 第五十 (指定 第九 第六 第

運営に関する基準 第六節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び

(この節の趣旨)

運営に関する基準 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び

(この節の趣旨)

第二百十三条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従第二百十三条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介度サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下同世活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下同世活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活援助事業所の従第二百十三条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従第二百十三条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従第二百十三条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従

第二百十三条の三〜第二百十三条の六(略)

31

第二百十三条の十三~第二百十三条の十六

運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第二百十三条の十七 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部 の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第二百十三条の十九に規定する 文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した ビス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」 介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サー 運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅 サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害 該利用申込者の同意を得なければならない。

(号外第 10号)

第二百十三条の十八~第二百十三条の二十一

第二百十三条の二十二第十一条、 該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」 に限る。)」と、第二百十一条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは 決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるの 的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第二項中「支給 受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験 |する第五十三条の二第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百十三条の二 と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百十三条の二十二において進 二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」 援助の事業について準用する。この場合において、第二十条第二項中「次条第一項」とあるの 及び第二百十二条の二から第二百十二条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活 第百七十条の二、第二百十条の二から第二百十条の六まで、第二百十一条、第二百十一条の二 第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十条、第九十二条 読み替えるものとする の協力歯科医療機関」と、第百七十条の二第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を とあるのは「第二百十三条の二十二」と、第九十二条中「前条の協力医療機関]とあるのは[第 百十三条の二十二において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」 用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」 一百十三条の二十二において準用する第二百十二条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項 「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者 二において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは 「第二百十三条の二十二において準用する第二百十条の四第一項」と、第二十三条第二項中 第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、 同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用 一十一条第二項」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する第二百十条の四第 第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十二 第 _ ح

運営に関する規準

(内容及び手続の説明及び同意)

第二百十三条の七 護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービ 文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した ス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」 営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介 の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第二百十三条の九に規定する運 サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害 当該利用申込者の同意を得なければならない。 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部

|百十三条の八〜第二百十三条の十一

第二百十三条の十二 第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第1 とする。 利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるもの 助の事業について準用する。この場合において、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは 第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、 宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害 利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第二項中「支給決定障害者 労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者 (入居前の体験的な外部サービス 関」と、第百七十条の二第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生 十二において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第 項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百十三条の十二において準用する第五 第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、 第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百十三条の十二において準用する と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、 び第二百十二条の二から第二百十二条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援 百七十条の二、第二百十条の二から第二百十条の六まで、第二百十一条、第二百十一条の二及 十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十条、第九十二条、 て準用する第八十八条」と、同項第四号中 十三条の二第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百十三条の十二におい 二において準用する第二百十二条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機 二百十三条の十二」と、第九十二条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百十三条の十 |十一条第二項| とあるのは [第二百十三条の十二において準用する第二百十条の四第二項] |百十一条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス |第二百十三条の十二において準用する第二百十条の四第一項| と、第二十三条第二項中 | 第 (入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と、 「第七十三条第二項」とあるのは「第二百十三条の 第六

(従業者の員数等に関する特例) 第十七章 多機能型に関する特例

第二百十五条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自 事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支 就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う 立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定 き従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上の者を常勤でなければなら 所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第七十八条第六項、第百五十六条第六項及 援基準第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)及び指定放課後等デイ 百九十九条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべ び第七項、第百六十六条第六項、第百七十五条第四項及び第五項並びに第百八十六条第四項(第 サービス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する。) は、一体的に事業を行う多機能型事業

2

ないものとすることができる.

(号外第 10号)

第十八章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(地域移行支援型ホームの特例)

第七条 次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めた場合においては、平成 という。)を行うことができる。 の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」 合を含む。)の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助 三十七年三月三十一日までの間、 第二百十条第一項(第二百十三条の十六において準用する場

木曜日

第二項中「四人以上」とあるのは、「四人以上三十人以下」とする。 という。) における指定共同生活援助の事業等について第二百十条第二項から第九項まで(第1 百十三条の十六において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、第二百十条 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所(以下「地域移行支援型ホーム」

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

第十条 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第二百十三条又は第 の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。 規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院 項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第八条に定める期間内に附則第九条に 二百十三条の二十二において準用する第五十八条の規定を適用する場合においては、同条第二

平成 30 年 1 月 18 日

同生活援助事業を行う者に関する特例) (施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、 指定共

第十二条 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下 |物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、第二百十条第一項(第||定共同生活援助事業者等」といい、施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建計14年1条|||指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下「指 居とする指定共同生活援助の事業等を行うことができる 二百十三条の十六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住

(従業者の員数等に関する特例) 第十五章 多機能型に関する特例

第二百十五条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自 理責任者を除く。)のうち、一人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。 第百七十五条第四項及び第五項並びに第百八十六条第四項(第百九十九条において準用する場 定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)及び指定放課後等デイサービス事業所(指定通発達支援事業所をいう。)、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準第五十六条に規 立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定 合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管 満である場合は、第七十八条第六項、第百五十六条第六項及び第七項、第百六十六条第六項、 事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未 事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第五条に規定する指定児童 就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う 所支援基準第六十六条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下「多機能型

第十六章 削除

第十七章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(地域移行支援型ホームの特例)

第七条 次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めた場合においては、平成 事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」と を含む。)の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助 いう。)を行うことができる。 三十七年三月三十一日までの間、第二百十条第一項(第二百十三条の六において準用する場合

2 百十三条の六において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、第二百十条第 という。) における指定共同生活援助の事業等について第二百十条第二項から第九項まで(第二 一項中「四人以上」とあるのは、「四人以上三十人以下」とする。 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所(以下「地域移行支援型ホーム」

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

二百十三条の十二において準用する第五十八条の規定を適用する場合においては、同条第二項第十条 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第二百十三条又は第 定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の 中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第八条に定める期間内に附則第九条に規 敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

同生活援助事業を行う者に関する特例) (施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、 指定共

物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、第二百十条第一項(第一定共同生活援助事業者等」といい、施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建第十二条 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下「指 二百十三条の六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居 とする指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造 を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第二百十条第七項及び第 おいて、指定共同生活援助の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居(基本的な設 旧指定基準第百九条第二項及び第三項に定める基準によることができる。 八項(これらの規定を第二百十三条の十六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、 (施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例) 指定共同生活援助事業者等は、施行日において現に存する指定共同生活援助事業所に

で居宅介護等を利用する場合の特例) (指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位

2 第十八条の二 第二百十一条第三項及び第二百十三条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事 の間、当該利用者については、 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、 の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、 該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外 する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当 による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定 中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会 る場合については、平成三十三年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。 型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望す 当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援 第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該 審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号)第一条 護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村 業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、 第二百十一条第三項及び第二百十三条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日 適用しない。 平成三十三年三月三十一日まで 同行援 2

木曜日

項又は第二項の規定の適用を受ける者にあっては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た 第二号口から二までの規定中 数)」とする。 前二項の場合において、第二百八条第一項第二号ロから二まで及び第二百十三条の四第一項 「利用者の数」とあるのは「利用者の数(附則第十八条の二第一

(施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

平成 30 年 1 月 18 日

第十九条 施行日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、 的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム(これらの施設の する厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き、当分の間、 以下」とし、同条第七項第二号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(令附則第八条の二に規定 れる等建物の構造を変更したものを除く。)において行われる指定共同生活援助の事業等につい うち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築さ いては、当分の間、 第二百十条(第二百十三条の十六において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合に 第二百十条第七項中「二人以上十人以下」とあるのは「二人以上三十人 指定知

> 第十八条 指定共同生活援助事業者等は、施行日において現に存する指定共同生活援助事業所に 備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造 おいて、指定共同生活援助の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居(基本的な設 旧指定基準第百九条第二項及び第三項に定める基準によることができる。 を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第二百十条第七項及び第 八項(これらの規定を第二百十三条の六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、 (指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例) (施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)

第十八条の二 第二百十一条第三項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪 問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、 月三十一日までの間、 者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成三十年三 する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業 第五号)第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定 分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令 当該利用者については、適用しない 障害支援区

ない。 該当する場合については、平成三十年三月三十一日までの間、当該利用者については、 ものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも 条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居 る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、 第二百十一条第三項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係 当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係る 司

3 当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数)」とする。 るのは「利用者の数(附則第十八条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける者にあっては、 前二項の場合において、第二百八条第一項第二号ロから二までの規定中「利用者の数」とあ

(施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)

第十九条 施行日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、 うち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、 的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム(これらの施設の 下」とし、同条第七項第二号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(令附則第八条の二に規定す れる等建物の構造を変更したものを除く。)において行われる指定共同生活援助の事業等につい る厚生労働大臣が定めるものを除く。)を除き、 いては、当分の間、 第二百十条(第二百十三条の六において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合にお 第二百十条第七項中「二人以上十人以下」とあるのは 当分の間、 「二人以上三十人以

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)の一部を次の表のよう(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正) に改正する。

(傍線部分は改正部分)

-目 第第次| -章 第一条 附則 第二章 (趣旨) 第 第 第 三 二 節 節 (略) 略略 設備に関する基準 略) 略) 改 (第六条 正 後

項、第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準例を定めるに当たって従うべき基準 第四条、第五条、第五 法第四十四条第一項の規定により、 第四条、第五条、第五条の二第二項、 同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条 第二十六条第六

二

(削る)

(削る)

第十七条の二 平成二十四年四月一日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等にお でない。 るための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)第五条による改正前の 等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限り 等となるものに対する第六条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、同号ハ中「九・ 児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)であって、同日以後指定障害者支援施設 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害 ける検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援す 《平方メートル』とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。 ただし、 指定障害者支援施設

第 二 章 章 総則 (第一条—第三条)

改

正

前

指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第二節 人員に関する基準 (第四条―第五条の二)

運営に関する基準(第七条―第五十六条) 設備に関する基準(第六条・第六条の二)

附則

第三節

(趣旨)

げる基準に応じそれぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二 十三号。以下「法」という。)第四十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲

例を定めるに当たって従うべき基準 二十六条第六項、 法第四十四条第一項の規定により、 第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準 第四条、 第四条、第四条の二、第五条、第五条の二第二項、第同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条

略)

(従業者の員数に関する特例)

第四条の二 おいて一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人 |第百六十四号||第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第六条の二におい||四条の二|| 指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設(児童福祉法(昭和二十二年法律 定入所施設基準」という。)第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、 入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。第六条の二において同じ。)とを同一の施設に 施設等をいう。第六条の二において同じ。)の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定 て同じ。)に係る指定障害児入所施設等(同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所 項第一号及び第六号の基準を満たしているものとみなすことができる。 設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号。第六条の二において 指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設(児童福祉法

(設備に関する特例)

第六条の二 をもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。 定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供六条の二 指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指 している場合については、指定入所施設基準第五条に規定する設備に関する基準を満たすこと

第十七条の二 平成二十四年四月一日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等にお 児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児 九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、 第二号の規定の適用については、当分の間、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・ 施設等」という。)であって、 るための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)第五条による改正前の ける検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援す される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない 同日以後指定障害者支援施設等となるものに対する第六条第二項 又は改築

36 第三条 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十四号)の一部を次の表のように改正

(傍線部分は改正部分)

(定義)

改

正

後

第 二条 (略)

援(同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業及び保育所等訪問支援(同ビス(同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。)の事業、居宅訪問型児童発達支 と (同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。 律第百六十四号)第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。)の事業、 継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和二十二年法 条第六項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこ **童発達支援(同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業、放課後等デイサー** 型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(規則第六条の十第二号に規定する就労 就労移行支援の事業、就労継続支援A型(規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A 第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生 的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。) 活訓練)(規則第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合 医療型児

(職場への定着のための支援の実施)

官

第四十四条の二 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業 生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。 業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業 者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、 障害者就

第五十一条 自立訓練 (機能訓練) の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むこ 持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。 とができるよう、規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維

二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条及び第第五十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第 第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは 同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第二十八条第二 この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十五条におい 四十四条の二から第四十九条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。 て準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、 同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十条 「第五十五条において準用する第

(定義)

改

正

前

第二条 この省令において、 による。 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

一・二 (略)

継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和二十二年法 就労移行支援の事業、就労継続支援A型(規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A 的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。) 放課後等デイサービス(同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)の 医療型児童発達支援(同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、 律第百六十四号)第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。)の事業、 型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(規則第六条の十第二号に規定する就労 活訓練) (規則第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、 第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生 事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。) 事業及び保育所等訪問支援(同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)の 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合

(新設)

第五十一条 自立訓練 (機能訓練) の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むこ する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、 とができるよう、規則第六条の七第一号に規定する者に対して、規則第六条の六第一号に規定 適切かつ効果的に行うものでなければならない 向上等のために必要な訓練その他の便宜を

第五十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、 項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十 項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第二十八条第二項」 用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同 場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十五条において準 四十五条から第四十九条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この |二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条及び第||五十五条|||第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第 同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十条第二

する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」 三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十五条において準用 条において準用する前条」と読み替えるものとする。 同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは

「第五十五

第五十六条 自立訓練(生活訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むこ ために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。 とができるよう、規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、 向上等の

第六十一条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、 るのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)については六人以上、宿泊型自立訓練に 六十一条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるの 条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは 訓練(生活訓練)計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十一条にお るのは「第六十一条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立 の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあ 十四条の二から第四十九条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、自立訓練(生活訓練) ついては十人以上」と読み替えるものとする。 て準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十一 | とあるのは「第六十一条において準用する前条」と、第四十条第二項中「六人以上」とあ 訓練(生活訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中 「第六十一条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自 第

(通勤のための訓練の実施)

第六十五条の二 う、通勤のための訓練を実施しなければならない。 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよ

(準用)

第七十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二 事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とある 用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十条におい のは「第七十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行 て準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、 る第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第七十条において準 支援計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第 三条、第四十四条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労移行支援の 十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条、 一十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第七十条において準用す)は「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。 て準用する前条」と、第三十七条ただし書及び第四十条第一項中「生活介護事業所」 「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第七十条にお とある 第四十

> 同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中 次条第一項」 二条第二項」 おいて準用する前条」と読み替えるものとする。 と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、 と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する 「前条」とあるのは「第五十五条に

第五十六条 自立訓練(生活訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むこ する期間にわたり、生活能力の維持、 とができるよう、規則第六条の七第二号に規定する者に対して、規則第六条の六第二号に規定 つ効果的に行うものでなければならない。 向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切か

第六十一条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、 準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十一条に は「宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)については六人以上、宿泊型自立訓練につい 六十一条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは おいて準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十 は「第六十一条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練 業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるの 十五条から第四十九条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事 とあるのは「第六十一条において準用する前条」と、第四十条第二項中 一条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第 ては十人以上」と読み替えるものとする。 一十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十一条、 (生活訓練)計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十一条において (生活訓練) 計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中 「六人以上」とあるの 「自立訓 で、 第 四 第

(新設)

練

第七十条 項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第三十二条第二項」 用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号 第三号中「第三十条第二項」とあるのは 中 の場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第七十条において準 三条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。こ るのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第七十条において準用する前条」と、 第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあ 十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条、第四十 三十七条ただし書及び第四十条第一項中「生活介護事業所」とあるのは (認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。 第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十条において準用する次条第一項」と、 [第二十八条第二項] とあるのは [第七十条において準用する第二十八条第二項] と、同項 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、 「第七十条において準用する第三十条第二項」と、 「就労移行支援事業所 同

事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。 援の業務に支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、指定計画相談支

第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号)の一部を次の表のように改第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)

(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)
第(略) (略) (略) (中四(略) (中四(略) (中四(略) (中四(略) (中四(略) (中四(略) (中四(略) (中四(略) (中四) (中面) (中
(略) という。 とは、「中国・大学和用計画案 障害者 法第五条第二十三項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。 ・ 「中国・(略) という。 ・ 「中国・大学和用計画案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業のがである。 ・ 「中」・ビス等利用計画案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業のがである。 ・ 「中」・ビス等利用計画をいう。 ・ 「中」・「中」・「中」・「中」・「中」・「中」・「中」・「中」・「中」・「中」・
一個
地域相談支援給付決定障害者 法第五条第二十三項に規定する地域相談支援給付決定障害 者をいう。 本という。 大学和用計画案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に呼音者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に呼音を相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス等利用計画をいう。 中ービス等利用計画案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に解り 正 後 (略)
十四 (略) 十四 (略) 十四 (略) 十四 (略) 十四 (略) 日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業を(略) 中一ビス等利用計画案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業(略) 正 後 正 後 正 後 正 (略) 正 (略) 正 (
・ (略)
(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)
(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)
(略)
(略) (略) (略) (略) (略) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第
第 (略) (略) (略) (略) (格) (格) (格) (格) (格) (格) (格) (格
第 (略) (略) (略) (内護保険法(平成九年法律第百二十三号)以下「法」という。第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。 (略) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所
第 (略) (略) (略) (略) (略) (解) (解) (解) (解) (解) (解) (解) (解
第 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (格) (所) (格) (格) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所
(略) (略) (略) (略) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
(略) 第(略) 第(略) 第(略) 第(略) 第(略) 第(略) 第(略) 第(の) 第(の) 第(の) 第(の) 1 1 2 2 2 (の) 1 2 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
(略) 第 (略) (略) (略) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2
(略) 第 (い) (い) (い) (い) (い) (い) (い) (い)
(略) (略) (略) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所) (所
(略) (略) (略) (略) (略) (略) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第) (第
(略) 第 (略) 1 (略) 1 (略) 1 (略) 1 (略) 1 (8)
(略) (略) (略) (略) (第発に努めなければならない。 (略)
(略) 第 第
(略) 第
(略) 第
とに専ら

2 | 準第一条第十号に規定する指定障害児相談支援をいう。 児相談支援基準」という。)第一条第九号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。)の指定 の事業の人員及び運営に関する基準 特定相談支援事業者が、 定する障害児相談支援対象保護者をいう。)の数の合計数)が三十五又はその端数を増すごとに 談支援の事業における障害児相談支援対象保護者(指定障害児相談支援基準第一条第八号に規 営している指定計画相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等の数及び指定障害児相 を併せて受け、 前項に規定する相談支援専門員の員数の標準は、 一の事業所において 一 かつ、指定計画相談支援の事業と指定障害児相談支援(指定障害児相談支援基 体的に運営している場合にあっては、 指定障害児相談支援事業者(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援 (平成二十四年厚生労働省令第二十九号。 計画相談支援対象障害者等の数 以下この項において同じ。)の事業とを 当該事業所において一体的に運 以 下 (当該指定 指定障害

(新設)

3 | 指定を受ける場合は、 前項に規定する計画相談支援対象障害者等の数は、 推定数とする 前六月の平均値とする。 ただし、

(受給資格の確認)

第九条 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提 第五十一条の七第七項に規定する地域相談支援給付量をいう。)等を確かめるものとする。 支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の 示する受給者証 (法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。)又は地域相談支援受給者証 有効期間、支給量(法第二十二条第七項に規定する支給量をいう。)又は地域相談支援給付量(法 給付費の支給対象者であること、 (指定計画相談支援の具体的取扱方針 (法第五十一条の七第八項に規定する地域相談支援受給者証をいう。)によって、計画相談支援 法第五条第二十三項に規定する厚生労働省令で定める期間、

木曜日

方針に基づき、 する指定サービス利用支援をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する 指定計画相談支援における指定サービス利用支援(法第五十一条の十七第一項第一号に規定 次に掲げるところによるものとする。

平成 30 年 1 月 18 日

ない。 労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しなければなら すべき課題、 り把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについ 福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントによ て検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害 量 福祉サービス等を提供する上での留意事項、 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、 法第五条第二十三項に規定する厚生 福祉サービス等の種類、 生活全般の解決

(新設)

(受給資格の確認)

第九条 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提 示する受給者証(法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。)又は地域相談支援受給者証 第五十一条の七第七項に規定する地域相談支援給付量をいう。)等を確かめるものとする。 有効期間、支給量(法第二十二条第七項に規定する支給量をいう。)又は地域相談支援給付量(法 支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の 給付費の支給対象者であること、法第五条第二十一項に規定する厚生労働省令で定める期間、 (法第五十一条の七第八項に規定する地域相談支援受給者証をいう。)によって、計画相談支援 (指定計画相談支援の具体的取扱方針)

第十五条

2 する指定サービス利用支援をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する 方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。 指定計画相談支援における指定サービス利用支援(法第五十一条の十七第一項第一号に規定

七 内容、 り把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについ 労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しなければなら すべき課題、 福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントによ て検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害 量、 福祉サービス等を提供する上での留意事項、 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、 法第五条第二十一項に規定する厚生 福祉サービス等の種類

十四号)の一部を次の表のように改正する。

期入所」という。)を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又 認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間百八十日を超えないようにしなけれ は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と ばならない。 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に法第五条第八項に定める短期入所 略) 以 下 短短

3 九/~十三 略)

事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、 録しなければならない。 省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、 利用者及びその家族、福祉サービス等の 法第五条第二十三項に規定する厚生労働 利用者等に面接するほか、その結果を記

サービス等利用計画の変更について準用する。 前項第一号から第八号まで及び第十一号から第十三号までの規定は、第一号に規定する

四 · 五 (略)

> 3 八~十二 略

(新設)

略)

事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、 省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、 利用者及びその家族、 法第五条第二十一項に規定する厚生労働 利用者等に面接するほか、その結果を記 福祉サービス等の

三 前項第一号から第七号まで及び第十号から第十二号までの規定は、 ビス等利用計画の変更について準用する。 録しなければならない。 第一号に規定するサー

四 · 五

(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令の一部改正, 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令 (平成二十五年厚生労働省令第百二

(傍線部分は改正部分)

正 後

改

スの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置) (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービ

官

2 この省令の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準第二百七条に規定する指定共同生活援 を行う事業所(第五条において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)とみ 福祉サービス基準第二百十三条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業 助の事業を行う事業所(次条において「旧指定共同生活援助事業所」という。)は、新指定障害

第五条 第三条第二項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされた ものについて、 託居宅介護サービスの提供の」とする。 においては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、 新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の一 二十第四項の規定を適用する場合 同項中「事業の」とあるのは、「受

則

改

正

前

スの事業等の人員、 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービ 設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置

第三条 (略)

2 この省令の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準第二百七条に規定する指定共同生活援 行う事業所(第五条において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)とみな 福祉サービス基準第二百十三条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を 助の事業を行う事業所(次条において「旧指定共同生活援助事業所」という。)は、新指定障害

第五条第三条第二項の規定により、 おいては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、 ものについて、新指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十第四項の規定を適用する場合に 託居宅介護サービスの提供の」とする。 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされた 同項中「事業の」とあるのは、「受

附 則

(施行期日)

この省令は、 平成三十年四月一日から施行する。

経過措置)

2 条の二及び第六条の二に規定する指定障害者支援施設等については、この省令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、 及び運営に関する基準第四条及び第六条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 よる改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第十五条第八号の規定は適用しない。 この省令の施行前に定められたサービス等利用計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。)については、この省令に 木曜日

平成 30 年 1 月 18 日

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の四第二項、第二十一条の五の十七第二項、第二十一条の五の十九第三項、第二十四条の十二第三項、第二十四条の三十一第一項及び第二〇厚生労働省令第三号 項並びに第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。 平成三十年一月十八日 厚生労働大臣 加藤 勝信

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

第一条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号)の一部を次の表のように改正する.

(傍線部分は改正部分)

第一条 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の四 第七章 第 る基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 第二項、 (趣旨) 第三節 第二節 第一節 第五節 準用する場合に限る。)、第五十四条の六、第五十四条の十第一号(第七十一条の六においていて準用する場合に限る。)、第三十条第四項(第五十四条の九及び第七十一条の六において 第一節~第四節 第一節~第四節 準用する場合を含む。)、第五十四条の十一第二号(第七十一条の六において準用する場合を 第一節~第四節 第一節~第四節 (略) 含む。)、第五十四条の十二第四号 が条例を定めるに当たって従うべき基準 第七条 (第五十四条の九及び第七十一条の六にお 相談所設置市(第五十条第三項において「児童相談所設置市」という。)を含む。以下同じ。) 定都市 (第五十条第三項において「指定都市」という。)及び法第五十九条の四第一項の児童 第六節 て都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項につい 章 一条の三の規定による基準 第二十一条の五の十七第二項及び第二十一条の五の十九第三項の厚生労働省令で定め 多機能型事業所に関する特例(第八十条―第八十二条) 居宅訪問型児童発達支援 医療型児童発達支援 児童発達支援 保育所等訪問支援 放課後等デイサービス 総則(第一条—第三条) 基準該当通所支援に関する基準 共生型障害児通所支援に関する基準(第七十一条の二) 共生型障害児通所支援に関する基準(第五十四条の二―第五十四条の五) 基準該当通所支援に関する基準 基本方針 (第七十一条の七) 運営に関する基準 設備に関する基準(第七十一条の十) 人員に関する基準(第七十一条の八・第七十一条の九) (略) 改 (第七十一条の十一―第七十一条の十四) (第七十一条の六において準用する場合を含む。)及び第七 (第七十一条の三―第七十一条の六) (第五十四条の六―第五十四条の十二) 正 後 目次 第 二 章 章 準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 第六章 一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下 第三章 (新設) 第五節 第一節~第四節 第一節~第四節 第一節~第四節 第五節 基準該当通所支援に関する基準 第一節~第四節 条の二の規定による基準 て都道府県(地方自治法 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項につい (新設) (新設) 多機能型事業所に関する特例(第八十条―第八十二条) 保育所等訪問支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 児童発達支援 総則(第一条-基準該当通所支援に関する基準 略) 略) —第三条 改 (第五十四条の二―第五十四条の八) (第七十一条の二―第七十一条の四) 正 「法」という。)第二十一条の五の四 前

第二項及び第二十一条の五の十八第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基

準用する場合に限る。)、第五十四条の二、第五十四条の六第一号(第七十一条の四においていて準用する場合に限る。)、第三十条第四項(第五十四条の五及び第七十一条の四において 準用する場合を含む。)、第五十四条の七第二号(第七十一条の四において準用する場合を含 相談所設置市(第五十条第三項において「児童相談所設置市」という。)を含む。以下同じ。) む。)、第五十四条の八第四号(第七十一条の四において準用する場合を含む。)及び第七十一 が条例を定めるに当たって従うべき基準 第七条(第五十四条の五及び第七十一条の四にお 定都市(第五十条第三項において「指定都市」という。)及び法第五十九条の四第一項の児童 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指

おいて準用する場合に限る。)及び第七十一条の五の規定による基準工第二号(第七十一条の六において準用する場合を含む。)、第六十九条(第七十一条の六に不可都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第五十四条の八、第五十四条の十三 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項につい

用する場合を含む。)の規定による基準の二において準用する場合を含む。)及び第五十四条の四第三号(第七十一条の二において準用する場合を含む。)及び第五十四条の四第三号(第七十一条の二において準別を定めるに当たって従うべき基準 第五十四条の三第一号(第七十一条五 法第二十一条の五の十七第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項につ

一条の二において準用する場合を含む。)の規定による基準 第五十四条の四第二号(第七十いて都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第五十四条の四第二号(第七十法第二十一条の五の十七第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項につ

(新設)

平成 30 年 1 月 18 日

、 法第二十一条の五の十九第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都、 法第二十一条の九及び第三条の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都、 法第二十一条の九及び第七十四条において準用する場合を含む。)、第五十六条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第五十六条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第五十六条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第五十六条、第六十六条、第六十二条の五の十九第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都、 法第二十一条の五の十九第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都

による基準 (第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。)の規定 一条の四において準用する場合に限る。)、第四十五条(第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。)、第四十五条(第五十四条(第五十四条の五及び第七十一条の四において準 おいて準用する場合に限る。)、第四十五条(第五十四条の五及び第七十一条の四において準 おいて準用する場合に限る。)、第四十四条(第五十四条の五及び第七十一条の四において準 おいて準用する場合に限る。)、第四十四条(第五十四条の五及び第七十一条の四において準 おいて準用する場合に限る。)、第四十四条(第五十四条の五及び第七十一条の四において準 おいて準用する場合に限る。)の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項につい による基準

(新設)

(新設)

条(置くべき従業者及びその員数に係る部分に限る。)及び第三条の規定による基準で準用する場合を含む。)、第五十六条、第六十六条、第七十三条、第八十条並びに附則第二て準用する場合を含む。)、第三十条第四項(第六十四条、第七十一条及び第七十九条におい六十七条及び第七十四条において準用する場合を含む。)、第八条第二項(第六十七条におい六十七条及び第七十四条において準用する場合を含む。)、第八条第二項(第六十七条、第道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条、第七条、第七条(第五十七条、第二十一条の五の十八第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都

- 九 道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条第一項(指導訓練室及び遊戯室に係 る部分に限る。)並びに第二項第一号ロ及び第二号並びに第五十八条第一項第一号 る部分に限る。)の規定による基準 法第二十一条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都 (病室に係
- 場合を含む。)の規定による基準 第五十二条(第六十四条、第七十一条、 十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)及び 場合を含む。)、第四十六条(第六十四条において準用する場合を含む。)、第四十七条(第六 第四十五条(第六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する 十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第十四条(第六十四条、第七 道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十二条 六十四条、第七十一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、 法第二十一条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都 一条、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十四条(第 第七十一条の十四及び第七十九条において準用する (第六十四条、 第七十一条、 第七
- 及び第八十二条の規定による基準 都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第十一条、第五十九条、第六十九条 法第二十一条の五の十九第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について
- 項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準

 この省令に定める基準のう の五の十九第一項若しくは第二項の規定により、法第二十一条の五の四第二項各号、 前各号に定める規定による基準以外のもの 法第二十一条の五の四第一項第二号、法第二十一条の五の十七第一項又は法第二十一条 一条の五の十七第二項各号及び法第二十一条の五の十九第三項各号に掲げる事項以外の事 法第二

二条 (略)

- 通所給付決定保護者 法第六条の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。
- 給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。 いて適用する場合を含む。)に掲げる額及び肢体不自由児通所医療(法第二十一条の五の二十 の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給につ る費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支 九第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。)につき健康保険の療養に要す 通所利用者負担額 法第二十一条の五の三第二項第二号(法第二十一条の五の十三第) 二項

じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十九第三項の規定に より通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。 より、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項(法第二十一条の五の十三第二項の規定に 部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。 以下同

> 五 道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 る部分に限る。)並びに第二項第一号ロ及び第二号並びに第五十八条第一項第一号 る部分に限る。)の規定による基準 法第二十一条の五の十八第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都 第十条第一項 (指導訓練室及び遊戯室に係 (病室に係

六

- 条において準用する場合を含む。)、第四十四条(第六十四条、第七十一条及び第七十九条に 道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 七条(第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。)及び第五十二 て準用する場合を含む。)、第四十六条(第六十四条において準用する場合を含む。)、第四十 おいて準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条、第七十一条及び第七十九条におい 七十九条において準用する場合を含む。)、第十四条(第六十四条、第七十一条及び第七十九 法第二十一条の五の十八第二項の規定により、 (第六十四条、第七十一条及び第七十九条において準用する場合を含む。)の規定による基 第十二条(第六十四条、第七十一条及び第 同条第三項第三号に掲げる事項について都
- 道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準(第十一条、第五十九条、第六十九条及)、法第二十一条の五の十八第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都 び第八十二条の規定による基準

七

規定により、法第二十一条の五の四第二項各号及び第二十一条の五の十八第三項各号に掲げ 定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの る事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 法第二十一条の五の四第一項第二号又は法第二十一条の五の十八第一項若しくは第二項の この省令に

(定義)

- 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、 それぞれ当該各号に定めるところ
- 通所給付決定保護者 法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。
- 五 通所利用者負担額 法第二十一条の五の三第二項第二号(法第二十一条の五の十三第1 給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。 の規定により、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給につ 八第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。 以下同じ。) につき健康保険の療養に要す いて適用する場合を含む。) に掲げる額及び肢体不自由児通所医療(法第二十一条の五の二十 る費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支

じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十八第三項の規定に する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。 より、同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用 より通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の 法定代理受領 一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。 法第二十一条の五の七第十一項(法第二十一条の五の十三第二項の規定に 以下同

3 2

指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府

項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。 共生型通所支援 法第二十一条の五の十七第一項の申請に係る法第二十一条の五の三第

定医療型児童発達支援の事業、第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第三 多機能型事業所 第四条に規定する指定児童発達支援の事業、第五十五条に規定する指 みを行う事業所を除く。)のことをいう。 のうち二以上の事業を一体的に行う事業所 事業及び指定障害福祉サービス等基準第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業 訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準第百六十五条に規定する指定自立訓 定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準第百五十五条に規定する指定自立 律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年 保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 支援の事業、 厚生労働省令第百七十一号。 七十一条の七に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第七十二条に規定する指定 (生活訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準第百七十四条に規定する指定就労移行 指定障害福祉サービス等基準第百八十五条に規定する指定就労継続支援A型の 以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第七十七条に規 (指定障害福祉サービス等基準に規定する事業の

(号外第 10号)

、指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

努めなければならない

を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に 第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。) 県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律

官

(従業者の員数)

第五条

略)

年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十 係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)又は学校教育法(昭和二十二 児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供 福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。) しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上障害 修了した者 (通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若 条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を 事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に 域法(平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。)第十二条の五第五項に規定する 害児の数の区分に応じ、 に当たる児童指導員、 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三 第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)、保育士(国家戦略特別区 保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、イ又は口に掲げる障 それぞれイ又は口に定める数以上

(新設)

定医療型児童発達支援の事業、第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び 指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準第百九十八条に規定する指定 条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準第百七十四条 総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営 第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を 等基準に規定する事業のみを行う事業所を除く。)のことをいう。 就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所(指定障害福祉サービス 五条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準第百六十五 という。)第七十七条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準第百五十 に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」 に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準第百八十五条に規定する 多機能型事業所 第四条に規定する指定児童発達支援の事業、第五十五条に規定する指

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則

第三条

3

第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(第二十条、第四十九条及び第六十 ス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 六条において 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府 市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律 「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービ

(従業者の員数)

第五条 指定児童発達支援の事業を行う者 (以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事 のを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるも 発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、 に応じ、それぞれイ又は口に定める数以上 ては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条におい いう。)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっ 指導員又は保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」と 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童 イ又は口に掲げる障害児の数の区分

二 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四十九条第一項に 規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。) 一以上

2 る職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職 の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サー 員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援 な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当す ビス経験者の合計数に含めることができる。 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要

(号外第 10号)

3 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員 は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち 障害児をいう。以下同じ。)を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数 を置かないことができる。 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児(法第七条第二項に規定する重症心身

看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。 以下同じ。)

児童指導員又は保育士 一以上

五 四 略

略) 略)

官

5 でなければならない。 第一項第一号の児童指導員、 保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、一人以上は、常勤

6 | 又は保育士でなければならない。 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、 児童指導員

略

第六条 (略)

2 3 略) 略)

看護職員 一以上

5 6 (略) 略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第二十六条 略)

2 3 略) 略

2

一 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和) 省令第六十三号)第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。 一十三年厚生 以下同じ。)

員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援 る職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職 の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めるこ な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当す とができる。 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要

障害児をいう。以下同じ。)を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児(法第七条第二項に規定する重症心身 次のとおりとする。

3

は、

略)

看護師 一以上

以上

指導員をいう。以下同じ。)又は保育士 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十一条第六項に規定する児童 一以上

機能訓練担当職員 一以上

五 四

略)

5

第一項第一号の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(新設)

第六条 6 | (略) 略)

2 • (略)

4 の場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数 は、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。こ に含めることができる。 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に

看護師 山以上

二 (略)

5 6

略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

(略)

第二十六条

善を図らなければならない。 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、 常にその改

(情報の提供等)

4 | 児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければ 及び改善を行うに当たっては、 ならない 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性 次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定

害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

障

従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(号外第 10号)

当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提 助言その他の援助の実施状況

緊急時等における対応方法及び非常災害対策

指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 | ネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインター

する情報の提供を行わなければならない。 を適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これ

(利益供与等の禁止)

官

第四十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び 業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは ビスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事 特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サー

略)

(苦情解決)

第五十条 (略)

3 情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言 命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他 十二第一項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所 を受けた場合は、 の物件の検査に応じ、 設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。)又は市町村長(以下この項及び次項において 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二 「都道府県知事等」という。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の 略) 当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない 及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦

4 5

4 5

(新設)

(情報の提供等)

第四十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これ する情報の提供を行うよう努めなければならない。 を適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関

(利益供与等の禁止)

第四十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び ビスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事 特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サー 社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは 業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情解決) 略)

第五十条

(略)

3 を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない 情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言 の物件の検査に応じ、 命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他 設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。)又は市町村長(以下この項及び次項において 十一第一項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所 「都道府県知事等」という。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二 及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦

(地域との連携等)

第五十一条

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第 に規定する幼稚園、小学校 (義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは 害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法 児童発達支援の事業を行うものに限る。) は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障 に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。 七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定

第五節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第五十四条の二 定生活介護事業者をいう。第五十四条の十において同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準 事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指 次のとおりとする。 児童発達支援に係る共生型通所支援(以下 「共生型児童発達支援」という。)の

- の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であ じ。)の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数 生活介護(指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下同 介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活
- 施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、 障害児入所

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

(新設)

第五十四条の三 事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サー 所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平 ビス等基準」という。)第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。) (第五十四条の十一において 十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条第 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の

五十四条の十一第一号において同じ。)の面積を、 事業所をいう。) 又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条 という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第九十五条第二項第一号又は指定 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護 一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」 二 十 二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第 指定通所介護(指定居宅サービス等基準第

(地域との連携等

第五十一条 (略)

関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園その他児童が 児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、 集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければなら 若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、 害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法 指定児童発達支援事業者 (昭和二十二年法律第二十六号)に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) (児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、 通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、 保育等の総合的な提供の推進に

(新設)

(新設

以下とすること

が三平方メートル以上であること。 せいう。)の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」 九十二条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型

上であること。
- 上であること。
- 上であること。
- 上であること。
- 上であること。
- 上であること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第五十四条の四 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者をい 可に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たす 「指定地域密着型介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生 「新子防サービスに係る介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型 事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型 事業者(指定地域密着型介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生 が働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護事業者をいう。)(第五十四条の十二において 「に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) 「相定地域密着型から、以下「指定地域密着型が、という。)(第五十四条の十二において 「でき基準は、次のとおりとする。

四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) 小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第五十四条の十二において同じ。又はサテライト型事業所(指定地域密着型サービス基準第百七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護 をいう。第五十四条の十二において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十 いて同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型 介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。 う。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅 生型放課後等デイサービス 条の二に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共 練)をいう。) 若しくは共生型自立訓練 (生活訓練) (指定障害福祉サービス等基準第百七十 能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第百六十二条の二に規定する共生型自立訓練(機能訓 福祉サービス等基準第九十三条の二に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練 (機 サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。)の数と共生型生活介護 (指定障害 サービス基準第六十三条第一項若しくは第百七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防 という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型 所をいう。第五十四条の十二において同じ。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等 護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業 宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介 (以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、十八人) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一 (指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居 (第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをい 以下この条にお 項に規

新設)

第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス 密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、 機能型居宅介護事業所等にあっては、十二人)までの範囲内とすること。 所等にあっては、 定員の二分の一から十五人 型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録 の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生 密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。) という。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準 模多機能型居宅介護をいう。) (第五十四条の十二において「指定小規模多機能型居宅介護等) 小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定する指定看護小規 (指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第百七十一条第一項又は指定地域 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域 登録定員に応じて、 (登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業 次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多 指定看護

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	六人

ス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。)は、 十七条第二項第一号若しくは第百七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービ る適当な広さを有することが 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六 機能を十分に発揮しう

四十四条に規定する基準を満たしていること。 護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通い サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第 サービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介

施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、 障害児入所

(準用)

第五十四条の五 達支援の事業について準用する 第四条、 第七条、 第八条及び前節 (第十一条を除く。)の規定は、 共生型児童発

第六節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第五十四条の六

第五節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第五十四条の二 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。) 下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりと の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、 定保育士。以下この号において同じ。)又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援 当児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限 の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる の区分に応じ、 児童指導員、保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある基準該 それぞれイ又は口に定める数以上 イ又は口に掲げる障害児の数

イ・ロ 略)

(略)

略)

(号外第 10号)

3 | 又は保育士でなければならない 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、 児童指導員

第五十四条の七・第五十四条の八 略

(準用)

第五十四条の九 く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。 第二十五条第一項、 第四条、第七条及び第四節 第三十一条、 第三十三条、 (第十一条、第二十三条第一項及び第四項、 第四十六条並びに第五十一条第二 一項を除 第 二十

(指定生活介護事業所に関する特例)

第五十四条の十 う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前 護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行 提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介 (第二十三条第二項、 当該指定生活介護事業所については適用しない。 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が 第三項、 第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の

官

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第五十四条の十一 介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合におい 所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所 る部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。 て、この節(第五十四条の九 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支 (第二十三条第二項、第三項、 第五項及び第六項の規定を準用す

> 児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定 保育士。以下この号において同じ。) 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時 間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、 イ又は口に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める数以上 指導員又は保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある基準該当

イ・ П (略)

(略

2 (新設) 略)

(五十四条の三・第五十四条の四 略

第五十四条の五 第四条、 の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。 第二十五条第一項、 第三十一条、第三十三条、第四十六条並びに第五十一条第二項を除く。) 第七条及び前節 (第十一条、 第二十三条第一項及び第四項、 第二十四

(指定生活介護事業所に関する特例)

第五十四条の六 次の各号に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス 業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節 定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指 介護(指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)を が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活 等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援 の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない <u>.</u> (前条(第二十三条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)

(略)

(指定通所介護事業所等に関する特例)

事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サー第五十四条の七)次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の 着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。) (以下 援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第九十三条第 定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介 れていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護(指 密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平 ビス等基準」という。)第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域 分に限る。)を除く。)の規定は、 定通所介護事業所等」という。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において 成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条第 「指定通所介護等」という。)を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支 『型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。) (以下「指項に規定する指定通所介護事業所をいう。) 又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密 項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供さ (指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下 (第五十四条の五 (第二十三条第二項) 当該指定通所介護事業所等については適用しない 第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部

数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数

· 三 (町

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第五十四条の十二 除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。 条において同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節 模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。 る場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規 ス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。)を提供す に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービ いて児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児 [条の九 (第二十三条第 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域にお 項 第 項 第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。)を 。以下この (第 五

多機能型居宅介護事業所にあっては、十八人)以下とすること。

多機能型居宅介護事業所にあっては、十八人)以下とすること。

多機能型居宅介護事業所にあっては、十八人)以下とすること。

平方メートル以上であること。

平方メートル以上であること。

本方メートル以上であること。

二·三 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

う。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第百七十一条 小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。 当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十四条の五(第二十三条第 型居宅介護事業所をいう。) (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該 護事業所(指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介 ビスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一 以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサー 型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第百 規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能 援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小 域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をい 五十四条の八 着型サービス基準第六十三条第一項又は第百七十一条第一項に規定する通いサービスをいう。 七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密 一項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定 一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が地域において児童発達支 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者

多機能型居宅介護事業所にあっては、十二人)までの範囲内とすること。 用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模 当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数 なされる通いサービス若しくは第七十一条の六において準用するこの条の規定により基準該 ビス若しくは指定障害福祉サービス等基準第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練 等基準第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサー る指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利 (生活訓練) とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多 総型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第九十 一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超え 条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス

三条又は第百七十一条に規定する基準を満たしていること。 害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十 るこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障 り基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の六において準用す 規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定によ ビス、指定障害福祉サービス等基準第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能 害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサー 宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障 訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第百七十二条の二の 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居

第三章 医療型児童発達支援

(従業者の員数)

第五十六条 (略)

〜三 (略 看護職員

2 · 3 五・六 (略) 略

(情報の提供等)

第六十三条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとす る障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が

2 場合において、 指定医療型児童発達支援事業者は、 その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする

実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多 四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、 機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第九十 内とすること。 当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数 用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十二人)までの範囲 る指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利 の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超え ビス若しくは指定障害福祉サービス等基準第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練 等基準第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサー なされる通いサービス若しくは第七十一条の四において準用するこの条の規定により基準該 (生活訓練) とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみ 指定障害福祉サービス

(表略)

規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定によ 害福祉サービス等基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサー るこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障 り基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第七十一条の四において準用す ビス、指定障害福祉サービス等基準第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練(機能 宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障 害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十 訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第百七十二条の二の 三条又は第百七十一条に規定する基準を満たしていること。 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居

第三章 医療型児童発達支援

(従業者の員数)

第五十六条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」 という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)に置くべ き従業者及びその員数は、 次のとおりとする。

五・六 (略)

几

看護師

一以上

一~三 (略)

2 3

(新設)

4 5 7

略

(準用)

第六十四条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十六条(第四項及び第五項を除 援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは く。)から第三十四条まで、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第四 とあるのは「従業者の勤務の体制」と、 **童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十四条中「医療機関」とあ** 十二条第二項中「次条」とあるのは「第六十条」と、第二十六条第一項及び第二十七条中「児 るのは「医療型児童発達支援計画」と、第五十四条第二項第三号中「第三十五条」とあるのは るのは「他の専門医療機関」と、第四十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」 「第六十三条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二 第六十二条」と読み替えるものとする。 - 七条まで、第四十九条から第五十二条まで及び第五十四条の規定は、指定医療型児童発達支 第五十四条第二項第二号中 「児童発達支援計画」とあ

(従業者の員数) 第四章 放課後等デイサービス

第六十六条 (略)

提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、 サービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの 域限定保育士。以下この条において同じ。)又は障害福祉サービス経験者 課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区 る障害児の数の区分に応じ、 児童指導員、 保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定放 それぞれイ又は口に定める数以上 指定放課後等デイ イ又は口に掲げ

イ・ロ (略)

略)

3 事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサー 時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。 ビスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス

看護職員 略 一以上

第六十四条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十六条から第三十四条まで、第三 児童発達支援計画」と、第三十四条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四 第四十九条から第五十二条まで及び第五十四条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業につ 第五十四条第二項第三号中「第三十五条」とあるのは「第六十二条」と読み替えるものとする。 十三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、 と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中 いて準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第六十三条」 十六条、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第四十七条まで、第四十八条第一項 「次条」とあるのは「第六十条」と、第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型

第四章 放課後等デイサービス

第六十六条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者 (以下「指定放課後等デイサービス事業 置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に

又は口に定める数以上 害福祉サービス経験者の合計数が、 間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障 福祉サービス経験者」という。) と認定した者であって、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害 する学校教育を修了した者を含む。) 若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有する 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当 等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、 域限定保育士。以下この条において同じ。)又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中 課後等デイサービス事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区 児童指導員、保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定放 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時 イ又は口に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ

イ・ロ 略)

2 (略)

3 事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス

 \equiv

看護師

以上

(略)

機能訓練担当職員 以上

五 四 略)

(削る)

官

第七十一条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、 四条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条か おいて、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項」とあるのは「いう。第 ら第五十四条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合に 七十条」と、第二十五条第二項中 七十一条において準用する第三十七条第六号」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第 一十六条第一項、 「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。 第二十七条及び第五十四条第二項第二号中 「第二十三条第二項」とあるのは 「児童発達支援計画」とあるのは 「第七十条第一 三項 と、第 第三十

第五節 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第七十一条の二 第三十二条 第五十二条から第五十四条の四まで、第六十五条及び第七十条の規定は、共生型放課後等 第三十四条から第四十五条まで、 第七条、 第八条、第十二条から第二十二条まで、第二十四条から第三十条まで、 第四十七条から第五十条まで、 第五十一条第

第七十一条の三~第七十一条の五 基準該当通所支援に関する基準

第六節

デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。

(情報の提供等)

第七十条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようと する障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業 者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない

- する場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告を
- の各号に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業 により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、 指定放課後等デイサービス事業者は、 第七十一条において準用する第二十六条第三項の規定 次
- 適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、 障害児の

者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
- 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- 五|四| 報の提供、 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情 助言その他の援助の実施状況
- 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、 前項の評価及び改善の内容

第七十一条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十 のは う。 場合において、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項」とあるのは「い 四条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項及び第五十 計画」と読み替えるものとする。 二条から第五十四条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この 第七十一条において準用する第三十七条第六号」と、第二十二条第二項中「次条」とある 「第七十条」と、第二十七条中 「児童発達支援計画」とあるのは 「放課後等デイサービス

新設

(新設)

基準該当通所支援に関する基準

第七十一条の二~第七十一条の三の二

(準用)

三十条まで、第三十二条、第三十四条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第第七十一条の六 第七条、第十二条から第二十二条まで、第二十五条第二項、第二十六条から第 ついて準用する。 第六十五条及び第七十条(第一項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業に 五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで、第五十四条の十から第五十四条の十二まで、

第五章 居宅訪問型児童発達支援

第一節 基本方針

支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並び第七十一条の七 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童発達 れている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。 に生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置か

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第七十一条の八 という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定居宅訪問型児童発達

訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

児童発達支援管理責任者 | |-以 上

2 業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。 練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う 的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本 う。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及 及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をい 達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士) は保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しく 資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学 心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人

3 | 児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。 (準用) 第一項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定居宅訪問型

み替えるものとする。 第三節 設備に関する基準

第七十一条の九

場合において、

同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第七十一条の八第一項第一号に掲げる 第七条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この

一号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読

訪問支援員及び同項第一

第七十一条の十 を有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品や十一条の十 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さ 等を備えなければならない。

2 | るものでなければならない。ただし、 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供す 障害児の支援に支障がない場合は、 この限りでない。

55

第七十一条の四 第七条、第十二条から第二十二条まで、第二十五条第二項、第二十六条から第 デイサービスの事業について準用する。 まで、第六十五条、第七十条(第一項を除く。)及び第七十条の二の規定は、基準該当放課後等 条、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで、第五十四条の六から第五十四条の八三十条まで、第三十二条、第三十四条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)	第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで及び第六十三条の二の規定は、指定居宅訪事七十一条の十四 第十二条から第四十五条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条、第三十二条、第三十四条から第三十六条(第四十五条、第二十五条、第二十五条、第二十六条(第四本用)
	大 告待の防止のための措置に関する事項 大 サービスの利用に当たっての留意事項 大 サービスの利用に当たっての留意事項
	びとり頂 「世定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及 「一一一算業の最種、員数及び職務の内容 「一一一事業の目的及び運営の方針
(新設)	らない。 第七十一条の十三 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所 (運営規程)
	定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。)以外の地域にお決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者から受けることができる。 「に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。」 「に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。」 「に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。」 「に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。」 「に係る領収証を当該費用の額の支払を受けた場合は、当該費用を居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。)以外の地域にお
	世界におり型は重発を支援を提供した機とよう。 医療においる とうじん とうしゅんこう という という という という という という という という という とい
(新設)	の支払を受けるものとする。 した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額 り、の支払を受けるものとする。 の支払を受けるものとする。 の支払を受けるものとする。
(新設)	第四節 運営に関する基準 (身分を証する書類の携行) (身分を証する書類の携行) ときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 ときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

条」とあるのは「第七十一条の十三」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一 問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中 第 |画|| とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする 第六章 二項において同じ。」とあるのは 一条の十二」と、第二十五条第二項中 一項と、 保育所等訪問支援 第二十六条第一項、第二十七条及び第五十四条第二項第二号中 「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第 「第二十三条第二項」とあるのは「第七十一条の十

第三節 設備に関する基準

第七十五条 第七十一条の十の規定は 指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

(号外第 10号)

第四節 運営に関する基準

第七十六条から第七十八条まで

第五章 保育所等訪問支援

「児童発達支援

「第三十七

(設備)

第三節

設備に関する基準

第七十五条 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専 用の区画を設けるほか、 ならない。 指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければ

でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するもの この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第七十六条 指定保育所等訪問支援事業者は、 たときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 従業者に身分を証する書類を携行させ、 初回訪問

(通所利用者負担額の受領)

決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとす 通所給付

第七十七条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、

- 支払を受けるものとする。 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した 通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の
- 問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けるこ 問支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。)以外の地域において指定保育所等訪 定により通常の事業の実施地域(当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪 とができる。 指定保育所等訪問支援事業者は、 前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選
- 領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。 指定保育所等訪問支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る
- 護者に対し、その額について説明を行い、 (運営規程) 指定保育所等訪問支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保 通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

第七十八条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次の各号に 掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

従業者の職種、 事業の目的及び運営の方針 員数及び職務の内容

(号外第 10号)

第七十九条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条 第五項を除く。)、第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、 童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十三条中「従業者の勤務の体 場合において、第十二条第一項中「第三十七条」とあるのは「第七十九条において準用する第 第三十八条、第四十一条、第四十三条から第四十五条まで、第四十七条、第四十九条、第五十 九条において準用する第七十一条の十二第二項」と、第二十六条第一項及び第二十七条中 用する第七十一条の十二」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十 じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十九条において準 七十一条の十三」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二項において同 「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。 から第七十一条の十三までの規定は、 第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで、第六十三条の二及び第七十一条の十 前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第五十四条第二項第二号中 指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この (第四項及び 児

多機能型事業所に関する特例

官

木曜日

従業者の員数に関する特例)

第八十条 多機能型事業所 (この省令に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中 業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第六十六条第一項中「事業所(以下「指定放課後等 支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事 とあるのは「指定通所支援の」と、第五十六条第一項中「事業所(以下「指定医療型児童発達 事業を行う者に対する第五条第一項、第二項及び第四項、第六条、第五十六条、第六十六条第 六項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」 とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機 定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」 とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支 第二項中 「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」 機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条 ては、第五条第一項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多 二号イ中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第三項中「指 」と、第六条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項 第二項及び第四項、第七十一条の八第一項並びに第七十三条第一項の規定の適用につい と、同条第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第 「指定放課

平成 30 年 1 月 18 日

四|三| 営業日及び営業時間

指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその

通常の事業の実施地域

- サービスの利用に当たっての留意事項
- 緊急時等における対応方法

九八七六五

- 虐待の防止のための措置に関する事項
- その他運営に関する重要事項

(準用)

第七十九条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、 条」と、第二十七条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十二条第二項中「次条」とあるのは「第七十七 保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十七 四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十一条、第四十三条から第四十五条まで、第四十 三条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは 七条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、指定 み替えるものとする。 一とあるのは「第七十八条」と、第十六条中「いう。第三十七条第六号及び第五十一条第二 「従業者の勤務の体制」と読

(従業者の員数に関する特例) 多機能型事業所に関する特例

第八十条 多機能型事業所 (この省合に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係 いう。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中 能型事業所」と、第六十六条第一項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」と 援の」と、第五十六条第一項中「事業所 援」と、同条第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第 あるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは 援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第三項中「指定児童発達支援事業所」と と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第六条第一項中「指 事業を行う者に対する第五条第一項、第二項及び第四項、第六条、第五十六条、第六十六条第 とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機 援事業所」とあるのは「多機能型事業所」 五項中「指定児童発達支援」とあるのは 定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支 援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」 業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第 号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支 第二項及び第四項並びに第七十三条第一項の規定の適用については、第五条第一項中「事 (以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」 」と、「指定児童発達支援の」とあるのは 「指定通所支援」と、同条第六項中「指定児童発達支 「指定放課後等デイサービス」とあ 「指定通所支 「指定通所支

8

主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね二十

人につき一人以上とする。

略)

(職員)

13 5 15

(略

ては栄養士を、

職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつ

調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、

機能訓練担当職員の数は、

一人以上でなければならない

8

栄養士を、

員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては

調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職

9

7

2 6 第六十三条

(略)

定通所支援の」と、同条第四項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」 後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービ 援事業所」という。)」とあるのは とあるのは「多機能型事業所」と、第七十三条第一項中「事業所 ス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指 第七十一条の八第 事業所 (以 下 「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」 。 以 下 「指定保育所等訪問支

「多機能型事業所」とする。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和二十三年厚生省令第六十三号) の一部を次の表のように改正する。

前

(傍線部分は改正部分)

2

略

業所

。 以 下

るのは

「指定通所支援」と、

同条第二項中

「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多

四項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第七十三条第一項中「事

「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。

機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第

第四十九条 2 • 5 7 師及び看護職員(保健師、 栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 おいて同じ。)を置かなければならない。 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、 (略) (略 、助産師、 改 看護師又は准看護師をいう。 ただし、 正 児童四十人以下を入所させる施設にあつては 第一項に規定する職員並びに医 後 以下この条及び第六十三条に 2 • 第四十九条 栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 (略) (略 改 正

5 7 略)

8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童おおむね二十人

9 { 11

第一項に規定する

13 12 は栄養士を、 職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつて 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、 調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。 第一項に規定する

(職員)

第六十三条

7 養士を、 員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職 調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

8

護師及び機能訓練担当職員の数は、 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、 機能訓練担当職員の数は、 通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。 一人以上でなければならない 保育士、 看|

師及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第

一項に規定する職員並びに医

につき一人以上とする。

5 15 略)

2 6 略)

護職員及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、 看| 9

第三条 (児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号)の一部を次の表のように改正する。

2 第五条 2 • 第四条 第四十六条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常 2 5 5 (削る) (削る) 三~六 害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉 型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはなら 若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障 生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業 (設備) イ・ロ (従業者の員数) (利益供与等の禁止) 障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める数 略) 看護職員(保健師) (略) (略) (略) 略) 略) (略) 略) 助産師、 改 看護師又は准看護師をいう。) Œ. 後 イ又は口に掲げる指定福祉型 2 6 | 2 5 5 第五条 4| 2 • 第四条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、 **第四十六条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常 型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはなら 若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障 生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業 設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合については、 規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているもの 的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第六項 三~六 二 看護師 し、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第四号の栄養士を、 害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉 者支援施設基準第六条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、 とみなすことができる。 生労働省令第百七十二号。次条第六項において「指定障害者支援施設基準」という。)第四条に 項に規定する施設障害福祉サービスをいう。次条第六項において同じ。)とを同一の施設におい 調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないこ 基準を満たしているものとみなすことができる。 ための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚 て一体的に提供している場合については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する において同じ。)の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス(同法第五条第 とができる。 (設備) (利益供与等の禁止) 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合 (従業者の員数) イ・ロ 定める数 嘱託医 (略) (略) 略) (略) (略) (略) 一以上 イ又は口に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又は口に 改 正 前 かつ、 次のとおりとする。ただ (傍線部分は改正部分) 前各項に規定する 指定入所支援と施 指定障害

第一条

(略

第四条 (児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号)の一部を次の表のように改正する。

(定義) 改 正 後

第六条の二の二第八項に規定する障害児支援利用計画案をいう。 障害児支援利用計画案 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)

一 障害児支援利用計画 法第六条の二の二第八項に規定する障害児支援利用計画をいう。

三 ~ 十 (従業者) (略)

第三条 (略)

2 | 障害者等をいう。)の数の合計数)が三十五又はその端数を増すごとに一とする。 画相談支援対象障害者等(指定計画相談支援基準第一条第十三号に規定する計画相談支援対象 談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数及び指定特定相談支援の事業における計 体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定障害児相 する指定計画相談支援をいう。以下この項において同じ。)の事業とを同一の事業所において一 指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援(指定計画相談支援基準第一条第十五号に規定 定する指定特定相談支援事業者をいう。以下この条において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、 障害児相談支援事業者が、指定特定相談支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的 十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定計画相談支援基準」という。)第一条第十四号に規 に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成一 前項に規定する相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数(当該指定

3 | 指定を受ける場合は、 前項に規定する障害児相談支援対象保護者の数は、 推定数とする。 前六月の平均値とする。ただし、 新規に

(受給資格の確認)

厚生労働省令で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、 よって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、法第六条の二の二第九項に規定する の提示する通所受給者証(法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。)に 十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。)等を確かめるものとする。 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者 支給量(法第二

(指定障害児相談支援の具体的取扱方針)

(略)

規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 に規定する指定障害児支援利用援助をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助(法第二十四条の二十六第一項第一号

(定義)

改

正

前

(傍線部分は改正部分)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

による。 第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画案をいう。 障害児支援利用計画案 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。 以下「法」という。

二 障害児支援利用計画 法第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画をいう。

三 ~ 十 一 (従業者) 略)

第三条 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所(法第二十四条の (新設) 二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。) (以下「指定障害児相談支援事業所」 定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従 者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、 という。)ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員(指定障害児相談支援の提供に当たる 事させ、 又は他の事業所、 施設等の職務に従事させることができるものとする。

(新設)

(受給資格の確認)

第九条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者 厚生労働省令で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、 よって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、法第六条の二の二第八項に規定する の提示する通所受給者証(法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。)に 十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。)等を確かめるものとする。 (指定障害児相談支援の具体的取扱方針) 支給量(法第二

第十五条

2 規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。 に規定する指定障害児支援利用援助をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助(法第二十四条の二十六第一項第一号

木曜日

平成 30 年 1 月 18 日

七

提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しなければならない。 する上での留意事項、法第六条の二の二第九項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る ビス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供 生活に対する意向、 対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の 支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所 総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サー

3 び前二項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。二号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及 指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助(法第二十四条の二十六第一項第

五五五

記録しなければならない。

労働省令で定める期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を

法第六条の二の二第九項に規定する厚生 障害児及びその家族、福祉サービス等の

事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、

相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、

附 則

第 条 この省令は、

(施行期日 平成三十年四月一日から施行する。

三項を除く。)に規定する指定児童発達支援事業者については、第一条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(次条において「新基準」とい第二条 この省令の施行の際現に指定を受けている第一条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(次条において「旧基準」という。)第五条(第 う。)第五条(第三項を除く。)の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、 なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現に旧基準第五十四条の二に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新基準第五十四条の六の規定にかかわらず、 平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行の際現に指定を受けている第三条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条第四項及び第五条第六項に規定する指 月三十一日までの間は、 定福祉型障害児入所施設については、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条及び第五条の規定にかかわらず、 なお従前の例による。 平成三十三年三

支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に、 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所 提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しなければならない。 する上での留意事項、法第六条の二の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る ビス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、 対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の 生活に対する意向、総合的な援助の方針、 生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サー 量、福祉サービス等を提供

3

二号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助(法第二十四条の二十六第一項第 び前二項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

労働省令で定める期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を 事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、 記録しなければならない 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、 法第六条の二の二第八項に規定する厚生障害児及びその家族、福祉サービス等の

(略)